

るのではないかと感じました。もちろん私たちは、調査団の調査を全然無視してやっておるわけでも何でもありません。法律の規定に基づいてやっておるつもりであります。

ただ、井手さんのあれからいえば、法律を直すというのに、直さないうちからやってしまったのはおかしいじゃないかという点を特に強調されておるかと思いますが、しかしやり方としては、政府としてはいままでのようなスクラップ・アンド・ビルドではなくて、スクラップ・アンド・ビルドすると同時に、雇用対策も十分考えてやるのだという政府の方針なんです。そして今度の法案において雇用対策という面を改正していただくようになっておりますが、しかしスクラップ・アンド・ビルドすることも、雇用の問題も、いわゆる重要事項である、これはできるのであるというたてまえで、臨時国会のときにも、また通常国会の冒頭においても、私たちは、政府としてその見解で今日まで臨んでおるのであります。こういう意味でわれわれとしては措置をいたしてまいるのでございませぬ。あるいは、いわゆる計画としましては先行しておるじやないかというようにおしかりを受けるかもしれませぬが、決してそこにわれわれ、悪意とかあるいはそういう労働者に対する配慮が足りないという点ではなくて、むしろすっきりさせていくということが将来の石炭産業界を健全に育てる道でもあるというふうな観点も加えつつ、しかもなお調査団の意向も一面において十分参酌して処置をいたしておいた、こういうふうな御了解を賜りたいと思っております。

○井手委員 せっかく大臣のおことばですが、なかなか納得するわけにはまいません。大臣はかつて議運の委員長もなされました。国会の権威については、先頭に立って戦ってこられた人のおことばであります。十分御理解になっておるはずであります。さほど審議会を開いて合理化計画をきめなくてはならぬ急のものであるならば、なぜこの大事な法案の審議促進をはかられなかったか、三月中に成立するような努力をなせられなかったか、私はその点を申し上げたいのであります。なるほど、いまの法律によってもできるかもしれぬとおっしゃる。しかし、私はこのくわい、政改政治家として、あなたのおことばの不愉快なことはございませぬ。何のために法律を改正するのですか。何のためにあれほど政治問題になりましたか。いまの法律でやれるならば、なぜ改正案を出す必要がありませぬ。私は、そういうことばが局長なり課長から出るのには、官僚けしからぬと言つて済むかもしれませぬけれども、議運の委員長をやり、あれほど識者政治のために努力してこられた福田さんが、いまの法律でもやればやれたのだ、そういうことばを使うのは非常に残念に思います。私はこれに対しては返事は求めませんが、その点は十分戒心を願いたいと思う。この合理化案がもう実際は済んでしまったような事態になってこの法律案を審議すること、私は非常に残念でございませぬ。ことを重ねて強調いたしまして、この点についてはもう申し上げませぬ。

そこで、あとは二、三事務当局でけつこうですが、炭界の事情はここ半年の間に事態が一変したと私は考え

ております。炭界において、残ったビルド山においても事情は変わってまいりました。私は私も思っています。あるいは雇用問題においても、技術者の面においても、炭価の問題その他についても変わって考えておられますが、通産当局で今後石炭対策としてとらねばならぬことはどういふふうにお考えにならぬおられますか。もちろん、今日の合理化計画を円滑に推進していくということもが前提であります。それはよろしいふうな事態になって、通産当局はどういふふうにお考えにならねばならないか、その検討されておることについてこの機会に承つておきたいと思

います。炭界において、残ったビルド山においても事情は変わってまいりました。私は私も思っています。あるいは雇用問題においても、技術者の面においても、炭価の問題その他についても変わって考えておられますが、通産当局で今後石炭対策としてとらねばならぬことはどういふふうにお考えにならぬおられますか。もちろん、今日の合理化計画を円滑に推進していくということもが前提であります。それはよろしいふうな事態になって、通産当局はどういふふうにお考えにならねばならないか、その検討されておることについてこの機会に承つておきたいと思

けるべく、さらに政府としてもきめこまかい対策を実施をしていく。さらに今後昭和四十二年度にかけては、この需要の確保ということが一番大事じやないか。これにはやはりどうしても電力、鉄鋼を中心とした主要な大口の長期取引の拡大、あるいはセメント用炭の確保、あるいは重油ボイラー規制法によるところの一般炭の需要の減少の食いとめ、いろいろな政策をいましておられます。そういう政策を力強く、しかもきめこまかくやることが一番大事じやないかというふうなことをお考えおられます。

同時にやはり千二百円引き路線、これは石炭業界にとりまして、またわれわれが見てもそうなんです、非常にシビアな線でありまして、これは業界としてどういふふうなことをやられていくこと、いままで着々千二百円引きの線で値段を下げてきておられて、本年度も二百五十円引きということをやつていかなければならぬ。この問題につきましては、やはり千二百円引きの線というものを保持するように、関係業界の協力を得ることに、まして、政府が相当指導力を發揮してやつていかなければならぬ。これがやはり先ほど言われましたように、最近における需給の関係からいいますと、なかなかむずかしいというふうな実勢にあることも認めざるを得ないわけでございます。これにつきましては、今度の法律によりまして、基準炭価というふうなものをきめると同時に、一般炭の大口需要でありますところの電力用炭につきましては、電力用炭の精算株式会社というふうな特殊機関をつくつて精算させるといふふうな仕組みを

考えておるわけでありませぬ。そういうことによつて価格の安定をはかつていかなければいけないのではないかと、いうことを考えておられます。

さらに問題は、離職者対策を十分にやつていくということも当然のことでございます。山自身の問題として最近起つておる問題は、やはり炭鉱の将来に対して働く人が希望をだんだん失いつつあるのではないかと、そういうことでやはり技術者を中心として、若いほうの働手というものが山を去つていく、こういうふうな事態になる傾向が出てきておるわけでありませぬ。将来とも、有沢調査団の答申にもありますように、五千五百万トンの石炭の生産というものは、エネルギーの総合的な見地からいっても、最小限どういふ必要である、また、これを必要とする面の国内の重要な産業というものがこれを期待しておるわけでありませぬ。その意味におきまして今後わけて考えていかなければいかぬ。したがって、そのためにはスクラップ・アンド・ビルドを円滑に適正に行ないまして、残った山ができるだけ近代的な雇用形態で、山自身がほんとうに安定した経営を続けるというふうな環境をつくり上げるということによりまして、そういう必要な労働力の確保というか、働手手の確保という面にも重点を置いていかなければいかぬというふうなことを考えておられます。

さらに、今後の整備あるいは合理化を進めていく上に、実は昨日井手先生が御指摘になつておられますように、ここ数年間は非常に石炭産業界としては重荷をしょいながらやつていかな

安心させぬと、いかに通産省が努力をいたしましても、引き合われぬ値段になつたら石炭界はだめですよ。どんな大手であろうと、いまのように安売り競争になつたらしまいです。政府の石炭政策の大事な点は、一つの大きな柱は価格の維持にあると思ふのです。千二百円はこれもうやむを得ない、不承不承みんな従つてきた。それ以上には下げませんというならば、この際、重油との関係でもっと下がるような場合にはどうするといふ、その場合には安心して政府にまかせるという施策を示すことが、私はほんとうの親心であると考えます。それを示していただきたい。

○福田国務大臣 もちろん今度の石炭対策も、われわれは自由主義経済の範疇の中において石炭政策をどう育てていくかといふことを考えて措置をいたしておるわけでありませう。したがって、合理化をして、そして十分にそういう価格の面においても競争力が持てるようにしていこうといふのが大きな一つの柱になつてゐることは、御承知のとおりであります。何も石炭を国管にしたというわけではないのでありませう。国営にしたわけではない。こういう観点から考えてみまして、いまあなたも、価格の問題、維持の問題で私があげたのをその対策だとおりになつたようですが、たとえばそういうような考え方もあるといふので、私はそれをやるのと申し上げたわけではありませぬ。しかし、そういうようないろいろな考え方があり得る、こういうことを十分にいつも考えておきながら、その場合にに応じて措置をしていくようにしたほうがいいであらう、そういうことで

あつて、もし、いまあなたがおっしゃる通りに、価格の問題について何でも政府に責任を持たせるといふことであれば、これはもう国民経済全部についてやはり一種の統制でもやつて、すべての問題にそういう措置をしなければできないだらうと私は思ふ。あなたの言つておっしゃるようなものは、全部びつたり切り切つた形というものは、なかなかできるものじゃありません。要するに石炭の場合におきましても、価格の面で千二百円引きしたところくらいであれば、大体それで合理化をしていけば石炭産業は立ち直れるはずだ、また立ち直れるようにしていくべきだといふことで、いまめどを示してそれをやつてゐる。これが非常に値が下がるということになれば、石炭の価格といふものは、電力用炭でもって、大体基準はあそこになるわけ、なおかなりそれと違つた値段も出ますけれども、あそこが基準になる。だからこそ、今度はいわゆる会社をつくつて、そこで電力会社がどれくらいで買つておるかといふことを明らかにしようといふこと、そうして私たちは価格の推移を常に見守れるようにしておこうといふ措置もとつてゐるわけでありまして、電力用炭があまり値が下がらないようであれば、大体いまの油の値段でいけば、それほど価格の変動が起こるとは私は考えておりませぬ。価格はもちろんな需要供給の関係もありませんから、供給面は大體押さえる、需要面をひとつは喚起して、そうしてよそからの競争の制り込みを防ぐ、こういうような三本立てで価格問題は考えていくよりしかたがないと思ふのであります。よそからというものは、いまのところさしあ

りには油の問題である。一方需要の問題については、国内炭の国内における消費をできるだけふやすために、ボーラー規制法の延長を考えると、その他、電力業界とかその他のところにもできるだけ石炭を使わせるようにするといふことをやつてゐるわけでありませう。こういうことをしながら、一面においてその値段を、どの程度になつていくかといふことを特に電力用炭について明らかにする方法をとつてゐるといふように施策をしてゐるのであります。大体これで石炭産業を安定して、そうして運営をして、石炭産業が成り立つていく方向に向いてゐると思ひます。

將來どういふことが起きるかということになれば、それはもういま世界は非常な変わり方で経済自体が動いておりますが、それについて一々ここで想定をして申し上げるわけにはいかないわけでありませう。しかし、国内資源をある程度活用するといふことは、国がそれに対して何らかの損失負担をして、やはりそれだけのメリットの出てくるものだと考へ方を実は私は持つております。国内資源を活用するといふことは、それ自体が大きなメリットを持つておる。だから、少なくとも五千万トンくらいは石炭、いわゆる国内の石炭というものを使うといふことは、外、財界からの何らかの事情が起きてきたとしても、ある程度これはやつていっていいのじゃないか。しかし、それでも重油がトシ当たり三千円になつたらどうなる、そういう想定をして問答をしましたら、これは際限がないことでありませう。そのときに応じて処置を考へるといふことであればい

いと私は思つてゐるのであります。実はこれは私がここで申し上げる必要もないし、井手さんなんか一番よくわかつておられることですから、大体私たちが職場を得るといふのは結局は生活、いわゆる文化的な生活ができるように収入を得るといふのが目的でありまして、時と場合によつてその職場が変わるとか、あるいは職業が変わつたからといふ、それが絶対悪とは言えない。政治からいへば、絶対悪とは言えない。一定の収入を確保させる仕事があれば、それは絶対悪ではなくて、むしろ善なる場合も相当あると思ひます。もし職場が変わるのが絶対悪といふことを認めないといふことにならざるを得ない。そういうことは、いまのような激変する世界経済の中においては、とうてい行なわれぬ筋ではない。ただし、統制をやれば別であります。国家統制をやつて、そうしてみなをきちつと動かしていくといふことであればできるかもしれないが、いまの自由経済のもとにおいてはそれは非常に無理なことであると私は思つております。こういう観点から考へてみまして、その場に応じて、われわれとして、できるだけ価格を維持して、石炭産業をこの方向で処理していきたい。油もまだ、過剰きみではありませんが、いまのところこれ以上下がるということはありません。第一日本の国内の油は、世界的に見ても非常に安売りをされてゐる場でありまして、これ以上、赤字を出してもダンピングしようといふことは、ちょっと考へられない。しかし、外からの脅威はいまのところあまりないといわなければならぬ。結

局国内における需要供給の関係でありますから、供給は五千万トンという最低限の数字で押えて、需要のほうは政府のいろいろな施策によつて、電力その他に消費させるような施策をとるといふことであれば、これは大体有沢調査団の構想でもあり、われわれもそれを納得して受け入れてゐる方針であります。まあまあこれでしばらくやつていけるのではないかと、また、そうすれば石炭産業も十分に立つていけるし、そこに働かれる人の生活も守れるんだ、こういう考へ方をとつてゐるわけでありませう。

○井手委員 大臣が後段にお話しになりました職場転換の問題について、私はお聞きしたのはございませぬ。私も職場転換が絶対不可である、悪であるとは申しておりませぬ。ただお話しのように、いまの経済情勢、雇用情勢の中では簡単に安定職場が得られないから、スロウダウンをすべきであると主張してまいりました。誤解のないように願ひたいと思ひます。

大臣はいま山元で大体どのくらいで炭が売れてゐるか、御存じですか。御存じなら承つておきませう。とんでもない安い値段です。電力用炭はなるほど一定の値段で取引ができておるでしょう。しかし一般に売られてゐる炭は、ものすごい安いものです。それらを合せて私はお伺いをいたしておるのであります。私ここで重ねてお聞きしたいのは、あなたはよく自由主義経済のもとでは、資本主義経済のもとではとお話しになる。しかし何もかにも自由でということでは社会悪が出てまいります。不幸が出てまいりますから、修正資本主義とか、あるいはそういう

イデオロギーは抜いても、やはり自由というものがある規制を加えなくちゃならぬことは当然だと思うのです。それが政治だと思ふのです。そしてまた、石炭が成長産業とはいわれない事態になってまいりましたから、やむを得ない、合理化計画を進めていこう、しかし一面においては、これを近代化して少なくとも五千万トンは確保していこうというお考えですから、いま困っておる炭の安売り競争の中に、将来どうなるかという不安がございまして、その分についてはもっとみんなが安心される担当大臣の、責任大臣のおことばが私はほしかったのです。そのときはそのときでやってまいりますとおっしゃいますけれども、いままでの政府のやり方を考えてもらなさい。物価対策一つをとっても、たいへん面白い。ございせんか。そういう状態であるから、私は特に基準炭価の問題についてお伺いしておるのであります。一言でいいのですよ。政府の責任でございまして、私は何もおっしゃっていただきたい。私は何も一銭一厘まかせんと言つていないのです。そんな幅のないことは私は申し上げておけません。千二百円を引いたならば、あと著しい変動のないように、もし変動した場合に政府がこういう対策をもつて皆さんの安心のいくように政策を断行しますということばを私は聞きたいのです。あなたはそういう言葉をとられないように逃げ回る必要はないのですよ。安心させるところに、大臣の値打ちがあるのですよ。それが福田さんの値打ちですよ。その権威にかんがみて、ひとつ言明を願いたい。

○福田國務大臣 私は何も、自由主義経済だからいわずゆる個人の権利、経済行為に制限を加えてはいかぬというのではない。その点はあなたと同じことなんです。その点はあなたと同じことなんです。誤解のないようにお願ひいたしたい。また、そうでなければ今度のようなことはできないわけなんです。それはかなり統制的なもの考へ方が入つておるわけでありまして、しかし、にもかかわらず、そのこと自体は原理としてはそういうような自由主義、資本主義の中において行なわれたい。それは価格の形成、価格の決定においても同じであります。もし下がったときにどうするんだということをおっしゃるならば、上がつてもうけたときはどうするのか。上がらないときは、これまた保証できないでしょう。上がったときには返すという原則ならば、下がったときに全部カペーするという原則も成り立つていしょう。しかし、上がったときも下がったときもあり得るわけでありまして。しかしそれが異常に上がったか、異常に下がったかについては困るのであります。その異常の程度がどれくらいかというところは、ある一定の幅というところがある。その幅を割つておるといふことになれば、これはまた問題は生ずる。それからその量にもよります。たとえば石炭の数量を百とした場合に、百分の一が非常に安値で売られたら、百分の九十九は普通の値で売られたら、百分の九十九は普通の一はどうかするんだ、需要供給の関係で実はどうしても売らないわけにいかないで売つたんだという場合を取り上げて、石炭の価格の問題全般をあれすことはできない。実はいまあなたに石炭が幾らで売られておるか知つてい

るかど仰せられても、私は各地各地の値段を知つておりません。井手さんは地元ですから、おれのところではこういうのがあるんだということをおっしゃると腹の中に入れて質問されておるか、ちよつとこつちには困るわけですが、けれども、しかし全体としてそれほど隔たつておるのではない。そういふ話ももちろん私のところにも、そういう話もこなければならぬと思つておるので、そういう点から考えてみますと、そういうふうな極端な例があるとすれば好ましいことではございせん。しかし全般として千二百円引きよりうんとまだ下がつた値段だということになればたいへんですが、私はそこまではいつていないんじやないかと思つております。特に電力炭が二十万トン以上、その他一応われわれの目の届く範囲の売買できるものが三万トン以上ございせんから、その分についてはそれほどのことはない。残りの二十万トンかれこれのうちにおいて、それじやどうなつておるかというところは、全部分析してみなければわからないことではあります。特にそういう場合において需要者が買いたたきをした、何か変なやり方をして安値でたいて買つたとかいふことであれば、そういうことに対してはわれわれとしても行政的に何か手が打てるわけですが、しかし価格というものは需要供給の関係でましますから、その場合に、会社のポナスを出すために、あるいは賃金を出すために、いま資金が何として要する、銀行からも借りられないからというので、安売りをする場合がないとはいえないと思ひます。私、価格がどの程度に下がつてやられておるか

いうことを、はなはだ申しわけないのですが、まだ事務から聞いておられます。もしそういう事態があれば、われわれとしても十分対策を考えなければならぬと思つておる次第であります。

○井手委員 非常に不満ですが、次に移ります。

これは中野さんでけつこうですが、經理規制の問題ですね。これは該当する山は幾らであるか、それから利益金の処分の認可基準はどういうものであるか、第三点は勧告を会社が無視した場合はどうなるおつもりであるか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○中野政府委員 石炭鉱業經理規制臨時措置法案をいま提案して御審議願つておるわけでありまして、これは一定の指定会社を指定いたしました、その指定会社について經理規制をやる、こういうことになっておるわけでありまして、これは、特別に政府のほうから手厚い資金の手当て等があつておるといふ趣旨でこういうことをいろいろやるわけでありまして、法律にもありますが、石炭鉱業合理化事業団から借り入れておる、それから同時に開発銀行からも六分五厘の金を借りておるわけですが、その借入れた金の残高が五億円以上で政令で定める額をこえているというところで、一応いまこれは五億円と指定する。それから前一年間に掘り出した石炭の数量が、十五万トン以上で政令で定める数量をこえている、これは中小炭鉱は対象から除く、こういうことであります。これは毎年一月一日現在で、いま言った基準に合つか合

わぬかということ毎指定をする、こういうことになっております。現在のところは、いわゆる大手筋というのは十八社ということになっておりますが、大手のうちで十五社、それから中小二社というのが、いま言った十五万トン以上の生産で、合理化事業団と開発銀行からの借入れ残高が五億—合理化事業団のほうは、近代化資金と整備資金両方入つております。そういうことになっております。

勧告につきましては、勧告の規定がございまして、通産大臣は、指定会社の事業計画または資金計画が石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定会社に対してそれらの計画の改善に関する勧告をすることができ。これはその前提として、毎年事業計画なり資金計画を届けさせて、これを十分審査するわけでありまして、その内容が石炭鉱業の合理化の円滑な実施という上から見ると非常に悪い、支障を及ぼすというふうに通産大臣が認定された場合には勧告をいたすわけでありまして、これは勧告でありますから、罰則というものはないわけでありまして、しかし実際問題としては、御承知のように、こういう指定会社につきましても、ビルドのときの開銀資金、近代化資金あるいは退職金金融の整備資金、そのほかいろいろ資金面等につきましても相当の援助をしておるわけでありまして、その面でも、勧告を聞かないというふうな会社があれば、そちらのほうで締め上げると言ふ言葉は悪いのですが、そちらのほうと関連をさして、もちろん勧告を聞かせるように行政指導をする、こういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

利益金処分につきましては、規定がございまして、第三条にございまして、この申請にかかります利益金処分が次の各号に適合するときは認可をしなければならぬということになりまして、まずその営業年度におきまして、減価償却その他の費用—これは政令で定めることになると思いますが、減価償却その他の費用について必要な経理を行った後に利益金処分をやっておるといことが一点、それから、石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがない、こういうふうな認定をいたしたときに認可をする、こういうことの方針でございませぬ。

○井手委員 趣旨のほうは大體承知しておりますから、ひとつ簡単に願います。私が聞いておるのは、該当の会社の数、これは承りました。勧告を無視された場合はどうかということについてもお答えがございました。

問題は利益金処分の認可基準でございまして、そういう抽象論ではございませぬ。利益金処分の、配当とか、そういう面です。そういう数字を聞きたいのです。たとえば一割をこえるとか、あるいは預金金利を越えるとか、そういう面に重要性があるから私は承っております。

○中野政府委員 利益金処分というのは、結局内容は配当と役員報酬ということになるわけですが、いま法律にもありますように、必要な減価償却その他の費用について経理を行なって、しかも石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないということで認可をするわけでありまして、現在、御承知のように、石

炭各社というものはほとんどの山が無配でございます。ごく特殊の、御承知のような一、二の山、それから兼営会社、こういうものは配当をやっております。一割以上の配当をやっております。これはないかと思いますが、一割以下に於いてある程度適正な規模に、できるだけ配当率というものは押えて、できるだけ社内留保というものを多くさせて、それによりまして企業の内容の充実をはからしていきたいというのが一般方針でございます。ただ、それを、最高限を幾らにするか、あるいはまたどの程度が適正なのか、これはもちろん各山の事情によって非常に違うわけでございますが、その点は今後慎重に検討して決定をいたしたいというふうに考えております。

○井手委員 利益配当を幾らに押えるかという問題ですが、調査団の答申は、昭和四十二年にはかなり黒字が出るという想定で答申が行なわれておるのです。その利益金処分です。これほど手厚い保護を受けておる炭鉱に対しては、当然経理の規制を行なうべきであるという局長のお話、そのとおりであります。それであるなら、いまは赤字であっても、これだけ金を出して近代化しておるのですから、将来うんともうかるような場合にはこういたしますという、一つの基準を持つことが非常に大事なんですよ。政府の強い決意というものは、そこなんですよ。ほかに何か条あるか知りませんが、中心はそこなんですよ。そこを会社が非常にいやがっております。そこが自民党内でも問題があったと思うのです。政

府内でも問題があったと思うのです。政

か、六分で押えるのか、幾らで押えるつもりなのか、それを聞いておるので

す。

○中野政府委員 いまの利益金処分の基準でございまして、少なくとも配当率は一割以下に押えるということに検討いたしましたと思えます。

○井手委員 一割というのは高過ぎます。しかし、これ以上は議論になりませんから多くは申し上げませんが、その点は、これほど手厚い保護をしておりながら、まだ現実問題でそう簡単に起

こりそうもないものであるなら、もっとしっかりとした態度を持ってもらいたい、強く申し上げておきます。

この機会に、ひとつ労働省にお伺いいたしますが、ことしの通常国会の当初に予想された三十八年度の再就職計画、あれとはいふ変わっておりますか、幾らふえたか、その点をお伺いいたします。

○三治政府委員 調査団の答申がありまして三十七年度をきめ、三十七年度をきめたときに三十八年、三十九年の見通しを一応部内につくっておったわけでございますが、その後、予算要求それから実際の今度の三十八年度の計画について、正直に申し上げまして、三十八年度計画そのものが離職者が増加になったという結果はございます。われわれの方としては、従来の経験から三万人程度に押えたいというふうな要求を持っておったわけでありまして、これがごらんのような三十八年度の計画になっておる。ただしこの場合、われわれが当初申し上げましたときの数字は、いずれも労働者の数で申し上げております。その点はお断わり

してはなかつたわけでありませぬけれども、法律が変わりまして、職員と組夫が入るといふような関係で、従来われわれが共通の場として労働者の数で申し上げておったのが、職員、組夫の数も今度の合理化計画の中に入れてきたということ、三万四千四百人という

ことになったことを御承知願いたいと思えます。われわれのほうとしては、そういうものを全部含めて三万人ちょっと増加したということをお断り上げ

ます。

○井手委員 語尾がわからなかつたのですが、二月ごろの推定に比べて、職員を含めて幾らふえたのか、そして総計幾らの再就職が必要になったのか、それをお聞きしたい。

○三治政府委員 三千人ちょっと増加でございます。それで先ほど申し上げたように、三十八年度の合理化離職者の要就職対策として計上したのが三万四千四百人というふうになったわけでございます。

○井手委員 この前二月ごろお伺いしたときに、当時の推定では労働者の能力では精一ぱいだとお話がありましたが、いまはどうですか。雇用情勢が非常によくなりましたか。

○三治政府委員 そう変わっていないと思えます。むしろわれわれのほうではわりあい控え目にしておりましたけれども、今後の見通しは、今年度の計画からいけば、われわれが予想したよりか悪いということも絶対はない、よくなることはあつても悪くはない、ということではあるのじゃないかと思えます。だから結論からいけば、そう変わらないう、こういうこと

○井手委員 あとでけっこうですが、最近の再就職の実績を出していただき

たい。

それから、すでに論議されたことの重複は避けたいと思っておりますが、三十八年度末には一万八千人の繰り越しになる、この前の答申では、年度末に閉山になったものであるから、やむを得ず一七八千人、かなり繰り越しになりますというお話がございました

が、今度の場合は、四月に審議会があつて、ほとんど閉山状態になっております。そうなりますと、繰り越しがあるということ自身には矛盾があると考えますが、どうですか。この前聞いたときは、労働大臣から、年度末に閉山されたものがありますから、やむを得ず繰り越しになりますという御答申がありました。今度の場合は、四月に審議会が行なわれて、すでにほとんど閉山になっておる、あるいは合理化が進んでおる、その場合と従来の答

弁とはかなりの開きがあるようですが、その点どうですか。

○三治政府委員 二月ごろの見通しの場合においても、三十七年度で、三月の閉山あるいはその他による離職者が相当多いという見込みであつたわけですが、三十八年度につきましても、大手会社の計画その他実際の動きから見ても、また私たちが当初予想したよりも、事業主のほうで閉山あるいは合理化を、政府が相当押えてもやらないというふうな希望から見て、またいまの実際の動きも、労使が合意された後に離職者が出るというふうな関係からいくと、今年みだに非常に多い離職者が出る場合には、どうも年度末、年度後半に集中していくというふうな考

えざるを得ないわけでありませう。た
だ、三十七年度から三十八年度に繰り
越しました一万八千人、それから今度
の計画で三十八年度から三十九年度に
繰り越す一万八千六百八十八人という計数は、われわれの二、三年度の予想では少
なくすという腹づもりでおったわけ
でございますが、実際の石炭業界のき
びしい現状に照らして、やはりこの数
が減らねなかつた、二百人でも増加し
たということについては、計画担当者
として非常に残念に思っておりますが、
実際の問題としては、われわれはこ
ういう繰り越しが少しでも減つてい
くように努力をしていきたいと思つて
おります。

○井手委員 この委員会で労働大臣
が、大手の閉山や合理化の場合には、
四割以上は会社の手で職場転換あるい
は傍系会社に就職せよというお話が
ございましたが、それはどういふふう
になっておりますか、実行されてお
りますか。

○三治政府委員 これは各会社、それ
から石炭大手の十八社の社長を、この
計画答申がありまして後、大臣みずか
ら東京会館に呼ばれまして、これは国
会でも約束したことだし、皆さん方と
事務当局との話でも、大手各社が四割
の転換職場の確保計画もなされてい
ることだし、これだけはぜひひとつ実
行してもらいたいということで、各社
長、二、三常務が出て来られたので
すが、ひとつわれわれのほうとしても
責任を持ってやるように協力をします
ただ労働省の現地にもいろいろお世話
にならなくちゃならぬから、その点は
ひとつよろしくということ、われわ
れは再度確認しているというふう

えております。それで、実際の各大手
のそういうことからいきまして、大
手の炭鉱会社の就職あっせん体制も
整えてもらうように要請しまして、現
在、各大手の就職対策で人員を配置し
ておりますが、その当時調べました
のが、専任の就職対策部の職員を三百
名置くということをやっております
て、これは政府、経営者側が協同し
て、また産炭地融資、その他系列
会社の設立という計画も相当通産省と
業界とも進んでおり、われわれも要
望してそれにタッチしておりますので、
大体においていくようになるのではな
いかと思っております。

〔神田委員長代理退席、有田委員
長代理着席〕

○井手委員 実績を承りたいのです。
○三治政府委員 今年の四月、五月の
具体的なものはまだ資料は持ち合わせ
ておりませんが、三十七年度におきま
しては、会社あつせんによるのが七千
八百人、今年度の計画は七千九百人
でございますので、この計画は必ず達成
していけると考えております。

○井手委員 労働省で特に注意を願わ
なければならぬことは、安定職場の問
題です。常用であるということでも、
その点は確認してございますね。どこ
でも、どの場合でも、すぐ一年か半年
で首を切られるような事態の起こらぬ
ような保障はございますか、その確認
はしてございますか。

○三治政府委員 これはわれわれの方
として、安定した再就職の場というこ
とは、これはもう当然なことござい
ますし、強く指導しております。会社
のほうがあつせんする場合において
も、それを強く要望しております。し

かし、結果としてただ一人も再就職を
しない、会社が絶対首を切らぬとい
う保障をしらねばならぬ。これはな
かなか一人もいなくあいに
はできませんが、これはそういうふう
になることを強く注意して実際の面
にやっております。また、実際に再
就職を余儀なくされるという場合に
いても、別に手帳の交付、あるいは
そういう人を優先して再就職をさし
ていくこと、そのアフターケアにつ
いて従来と全く批判のあつたこと
と思つて、十分の注意を以ていきま
して私共は、今度事業団の協力が予
算上増員になりましたのを契機にし
して、そのほとんど全部を炭炭、
全炭、また炭組等の組合のほうから
チェックをしてもらうということ
で、それからアフターケアをやつて
もらう。山元、需要地という両方に
分けてそういう就職後の安定、また
不平不満の相談ということについて、
非常に強方に協力関係を進めていた
ていておられますので、この再就職
者が出ておられるに、その措置は私
のほうとしては従前以上に、その措
置は私共のほうとては従前以上に
活用についても十分努力をしていき
たいと考えております。

○井手委員 塚本公益事業局長さん
にお伺いいたしますが、石炭火力発電
が具体的問題としては非常に重要にな
つてまいりますので、四十二年ごろ
までの建設計画がすでに出ておると

じます、またできておらねばならぬ
計画であるか、差しつかえない限度
で何年度には幾ら、どこに何基と示
をいただきたいと思つております。

○塚本政府委員 石炭を四十二年
二千五百五十万トンと電力側で引き
取ります。石炭火力をどうい
うように建設するか、これにつきま
しては、御承知のように、いままで
電力業界としましては千八百万
トンを引き取るといふ熊勢で長期
計画を組んでおつたわけでありませ
う。その計画が一応現在あるわけ
でございます。そのほか今度の二千
五百五十万トンを上積みする場合に
は、石炭火力をどういふ問題であ
ると思つて、一応現在までに各電力
会社が石炭火力としてどういふ
計画を持っておるかという御説
明申し上げまして、あとの対策につ
いてまたふえんして申し上げたい
と思つて、重油をあわせて申し上げ
たいと思つて、三十七年度は、石
炭が八カ地点で百二十五万八千
キロワット、重油が四カ地点で八
十七万六千キロワット、合計しま
して百三十三万四千キロワット、
これは運輸開始のベースで計算し
ておられます。それから三十八年度
は、石炭が四カ地点で八十三万二
千キロワット、重油が十五カ地点
で三百二十六万二千キロワット、
合計で十九カ地点で四百九十四万
四千キロワット。それから三十九
年度は、石炭は二カ地点で二十八
万一千キロワット、重油が九カ
地点で二百七十八万八千キロワ
ット、合計して十二カ地点で二百
九十九万九千九百九十九キロワ
ット。四十年は、石炭が三カ地点
で四

八万七千キロワット、重油が七カ
地点で二百二十五万二千キロワ
ット、合計して十二カ地点で二百
九十九万九千九百九十九キロワ
ット。重油が七カ地点で百九十九
万四千キロワット、重油が六カ
地点で百九十八万一千キロワ
ット、合計して十三カ地点で三百
七十七万五千キロワット、そのほ
かにまだ正式に会社から出てお
りませんが、会社で予定して
おられますのが、重油が四十一年
度におきまして約百万キロワット
程度であります。それから四十二
年度に重油専焼としまして二百四十
万キロワット程度の会社の希望が
あるようでありませう。一応こ
ういふような長期計画を会社で
持つておられるわけでありませ
う。これによりまして、大体三
十八年度におきましては、会社
側の計画に対しまして、われわれ
としましては、石炭の長期契約に
合わせるため、できるだけ重油
を繰り延べて石炭をつくつて
もらいたいということ、三十八年
度に、会社に要請いたしました
五カ地点、八十八万二千キロワ
ット、これを、もちろん四十二年
度の二千五百五十万トン消化に
不足でありますので、さらに三十九
年度につきまして重油専焼火力
を繰り延べ、あるいは中止し
まして、石炭火力を要請したい
、かように考えております。

○井手委員 千八百万トンの引き
取りに対する計画はわかりませ
う。また、三十八年度の五カ
地点の火力発電の建設で八十八
万二千キロワット・アワーはわか
りました。しかし、これで二千

七

七

ではございません。それではあとの六百万トンですか、その分はどういうふうな計画なさるおつもりですか。何か所どのくらい発電しなければならぬのか、もう少し詳しいところをお示し願いたいと思います。

○塚本政府委員 あと、三十八年度に八十八万キロワットつくりまして、三十九年、四十年に二百万キロワット以上をつくる必要があるかと思いません。これは御承知のように、重油専焼火力の負荷率と申しますか稼働率の問題等いろいろむずかしい問題がありまして、どこの電力会社に石炭火力をつくるかということによって稼働率が違ってくるので、その点は会社別にある程度計算いたしませんと出ませんが、大体二百万キロワット以上のものを三十九年、四十年につくる必要があるのじゃないか、かように考えております。しかもそれにつきましては、産炭地はもちろん中央三社に相当重点がかかるのじゃないか、かように考えております。

○井手委員 この計算でまいりますと、三十九年度以降に二百万キロワットアワーとおっしゃいますが、足らぬような気がしますが、それでだいたいうぶですか。それでその二千五百五十万トンに相当する発電計画について、どういふ確信がおりますか、あわせてお伺いいたします。

○塚本政府委員 さつき申し上げました会社側からの大体の計画だけで申しまして、もし重油専焼火力を六割くらい稼働率にしますと、物理的には一応二千五百五十万トンはふえるわけでありまして、重油専焼火力を六割の運転ということとは非常に不経済であり

ますので、大体七割から八割の稼働率というところにもってまいりますと、やはり石炭専焼火力を二百万キロワット以上つくらなければならぬ、かように考えております。もちろん会社の経理によりまして、石炭専焼をつくらないうで、重油専焼の稼働率を落とすとして、古い石炭の火力を動かすという方法で石炭を食えないわけではないわけでありまして、しかしこれは非常に不経済でありますので、会社の経理上会社としてはどっちをとるかという選択の問題はあるかと思いますが、大體新しい石炭専焼火力をつくるのじゃないか、それは大体二百万キロワット以上くらい石炭専焼火力が必要である、かように考えております。そういう二百万キロワット以上の石炭専焼火力を、おそくとも四十年の中ごろまでにつくりますれば、四十二年の二千五百五十万トンの石炭の消費は大體安心していいのじゃないか、かように考えております。

○井手委員 これは参考までにお聞きしますが、会社が計画した三十八年度以降の発電地点、石炭が四カ所、重油が十五カ所ですか、その地点だけをずつとお示し願いたいと思えます。

○塚本政府委員 それでは地点をちょっと申し上げます。三十八年度は石炭で東京の川崎、関西の多奈川三号、四号、西日本の新田、北海道の新江別、この四カ地点であります。それから三十九年度は北海道の新江別、九州の大村の二カ地点、それから四十年は東京の川崎、関西の尼東、四国の新西条の三カ地点、四十一年度は北海道の奈井江、中部の武豊、関西の尼東、中国の下関、九州の佐賀、新湊、常磐

○井手委員 それは先刻おっしゃったのと重複することになるのですか。

○塚本政府委員 これは三十八年度に着工ということで一応審議会の議を経しておるわけでありまして、さつき申しましたように、運転開始の時期は四十一年になります。三十八年度で審議会の議を経ましたのが四十一年度で運開しますので、運開としましては四十年度にかかるといっております。

○井手委員 四十年度の七カ所に五カ所が加わるということですか。その七カ所のうちになりますか。

○塚本政府委員 さつきちょっと会社の計画だけを申しましてその数字を述べましたが、その中にわれわれが三十八年度に石炭火力をつくってもらいたいということも含めてこの数字を出してありますので、五カ地点は、さつき申しました四十年の内数になっております。その四十一年の七カ地点のほかに五カ地点があるというわけではありせん。

○井手委員 そうなりますと、あと二百万キロワットアワーですか、その程度で二千五百五十万トンはだいたいじょうぶだとおっしゃいますけれども、どうもその数字は私には不審にたえません、常議で稼働率を考えてだいたいじょうぶですか。

共同の勿来の七カ所でありまして。

○井手委員 三十八年度追加の五カ所はわかりませんか。

○塚本政府委員 三十八年度に追加しました分が運開しますのは、四十一年度の運開で申しました中部の武豊、関西の尼東、常磐共同の勿来、北海道の奈井江、中国の下関、この五カ地点であります。

○井手委員 それは先刻おっしゃったのと重複することになるのですか。

○塚本政府委員 これは三十八年度に着工ということで一応審議会の議を経しておるわけでありまして、さつき申しましたように、運転開始の時期は四十一年になります。三十八年度で審議会の議を経ましたのが四十一年度で運開しますので、運開としましては四十年度にかかるといっております。

○井手委員 四十年度の七カ所に五カ所が加わるということですか。その七カ所のうちになりますか。

○塚本政府委員 さつきちょっと会社の計画だけを申しましてその数字を述べましたが、その中にわれわれが三十八年度に石炭火力をつくってもらいたいということも含めてこの数字を出してありますので、五カ地点は、さつき申しました四十年の内数になっております。その四十一年の七カ地点のほかに五カ地点があるというわけではありせん。

○井手委員 そうなりますと、あと二百万キロワットアワーですか、その程度で二千五百五十万トンはだいたいじょうぶだとおっしゃいますけれども、どうもその数字は私には不審にたえません、常議で稼働率を考えてだいたいじょうぶですか。

○塚本政府委員 二百万キロワット以上と申しましたのは、実は少しアローアンスがあるわけでありまして、正確に申しますと二百三、四十か二百四、五十になるかと思えます。その程度をつくりますれば大体だいたいじょうぶと思えます。

○岡田(利)委員 ちょっと関連して。そうしますと、四十一年度の石炭専焼火力の総計の発電力はどのくらいあるのですか。

○塚本政府委員 四十一年度の総計の石炭専焼火力の発電力は千二百四十二万二千キロワット、これが四十一年度の全体の石炭専焼火力の発電力であり

○岡田(利)委員 休廃止が四十一年度まで行なわれるわけですね。大体七十万キロワット行なわれる予定になっております。したがって休廃止の計画は、当初計画に変更はないかどうかというのが第一点。それから第二の問題は、石炭火力の場合には、普通今後の計画を立てるにあたって、運転率、操業率は一体どの程度に見込まれるか。もちろん年度によって違ってくるでしょうし、石炭の事情によって変わってくると思われませんが、現行はどの程度の実績か。それと四十年、四十一年はどの程度を一体想定しているか、これをお伺いしたいと思えます。

〔有田委員長代理退席、木村(守)委員長代理着席〕

○塚本政府委員 ただいまの千二百四十二万二千キロワットは、三十八年から四十年までの廃止予定の八十一万二千キロワットを除いてあります。それから稼働率の問題、負荷率の問題であります。大体石炭火力は現在のと

ころ非常に古くなっておりまして、稼働率が相当落ちております。大体三十ないし四十程度の稼働率です。ただ新鋭になりますと、これは六十ないし七十の稼働率でありまして、その辺はそのときの石炭火力の新しいか古いかの構成によって非常に違ってくる、かように御了承願いたいと思えます。大体四〇%の稼働率、こういうふうにお考え願えばいいのじゃないか。ただ、これからつくりましますのは石炭の新鋭が相当ふえますので、大体五〇%くらいまではいくのじゃないか、かように考えております。

○岡田(利)委員 いま局長から説明のあった発電総量について、先ほど計画の中に出てきたのですが、常磐共同火力等がちょっと言われたわけですが、私もたんに毎年度いままでの決定分からずつと調べたのですが、数字はだいぶ違っておるのですけれども、九電力分だけなのか、それから電発等の今度完成した若松火力等も入っておるか、あるいはまた住友とか常磐の九電力外の石炭専焼火力が入っておりますか、という計算になっておりますか。

○塚本政府委員 ただいま申しました千二百四十二万二千キロワット、これは九電力でありまして、そのほかに八十七万五千キロワットがその他電力として石炭火力があります。

○岡田(利)委員 そこで、稼働率の問題と負荷率の問題と同時に、石炭の場合に、石炭専焼から新鋭火力の場合に特に石炭混焼という面が非常に出てきた。最近審議会で決定しているのは大体そういう傾向なわけですが、極端にいいいますと、四国電力のように、石炭混焼でありながら重油専焼に切りかえて

○岡田(利)委員 いま局長から説明のあった発電総量について、先ほど計画の中に出てきたのですが、常磐共同火力等がちょっと言われたわけですが、私もたんに毎年度いままでの決定分からずつと調べたのですが、数字はだいぶ違っておるのですけれども、九電力分だけなのか、それから電発等の今度完成した若松火力等も入っておるか、あるいはまた住友とか常磐の九電力外の石炭専焼火力が入っておりますか、という計算になっておりますか。

○塚本政府委員 ただいま申しました千二百四十二万二千キロワット、これは九電力でありまして、そのほかに八十七万五千キロワットがその他電力として石炭火力があります。

おる。これは事実私行して見てきたわけです。一基は石炭混焼で、一基は重油専焼に切りかえております。許可されたときには、石炭混焼になってはいるわけです。そういう面では、あまり金はかからぬと思うのですが、そういうこともやはりあるわけですね。したがって石炭と重油の混焼比率が、当初われわれが常識的に一応想定しておいた分よりも、重油混焼が多い。大体四〇%以上重油混焼しているのが今日常識ではないかというふうな気がするわけですね。そういう点は発電コスト、燃料費の問題になるのでしょうけれども、その点については将来石炭を引き取るといふ場合にどの程度に見込んでおられるのか。それから従来石炭混焼で許可したのにかかわらず、重油専焼に切りかえられておるといふ面があれば、これはちょっと問題だと私は思うのです。そういうものを正式に認可しておられるかどうか。ただ電力会社がかつてにやれるんだということになれば、新鋭火力は全部できるわけです。重油専焼できるわけですね。しかし一方において、これだけの石炭はたかなければならぬというワケがあるんだから、そういう心配はないというところは常識的に考えられますけれども、そういう点についてどうお考えになっておられますか。

○塚本政府委員 この二千五百五十万トン、四十五年三千万トンの引き取りに對しまして、われわれとしましては重油の混焼をどの程度考えるかということでありまして、いままでは、いまの御説のように、重油を相当たいおったわけでありまして、この引き取りに際しましては、全国平均一五%程度の混焼率にしなければならぬじゃないか、

かように考えております。なおまた従来の混焼で発足したものが重油ばかりたいていいるんじゃないか、こういう問題であります。もちろんこれは会社のいろいろな経理上の問題もありませんが、各社に對する石炭の割当の問題にも関係したしまして、各社別に、経営の苦しいところは石炭の量のある程度減らし、経営のある程度楽なところは石炭をよけい引き取ってもらおう、こういうふうな各社間の話し合いになっておりました。そういう面では幾らか重油の混焼率を上げるといふ面もあるかと思ひます。ただこれは、三千万トン引き取るに付きましては各社相当苦勞しているわけでありまして、そういう点で今後は混焼率は一五%程度にみんななっていくのじゃないか、かように考えておられます。

○岡田(利)委員 関連質問です。これで行かれますが、いま局長の説明した計画からいって、昭和三十九年度は休廃止の計画が非常に多いわけですね。したがってこの場合は、二十八万一千キロワットの火力発電所が運開されるけれども、結果的に三万九千キロ、約四万キロ、火力の新設分に対して廃止の分が多い、こういうあれが出る。四十年度になりますと、先ほど四十八万七千と言ったのですが、六万三千キロ程度廃止になる。四十一年度には十九万、数字は違ふかもしれませんが、当初計画からとった数字なんです。こういう面から考えると、三十九年は新設されてもむしろ減るといふことになりまして、四十年にすべり込む、四十年の分は四十年の後半から四十二年にすべり込むわけですから、四十年と四十二年の間に問題だと思ふのです。

したがってそういう面から考えると、石炭火力の早期繰り上げ完成といひますか、こういう面では検討しなければならぬのではないかと気がするわけですね。あるいは休廃止計画の三十九年度の三十二万キロワット、こういう点についても計画を再検討するという面が生じてくるのではないかと。計画はずっと組まれておるのであるから、やるならばいまからその措置をすべきだと思ふのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○塚本政府委員 ただいまの御説ももっともでございます。われわれもその点非常に苦勞しているところであります。特に三十九年、四十年の石炭の引き取りに對して、石炭の専焼が間に合うかどうかという点が非常に問題であります。その点はわれわれとしてできるだけ石炭の専焼を繰り上げるようにしたいと思ひますが、御承知のように、重油ももうすでに工事中にかつておりました。これを繰り延べることが経理的にマイナスが非常に大きいという面が出てまいりますので、その点を考えまして、古い石炭のほうもなるべく予備力として持つておきまして、石炭ははけない場合にはできるだけそういうものを使うようにというように指導したいと考えております。もちろん重油の工事の進捗状況によりまして、これを延ばして石炭を繰り上げることもできます場合にはそれをやりたい、かように考えております。これも工事中のものでありますので、工事中のものを延ばすといふことは非常に不経済でありますので、その点も見て十分指導していきたい、かように考えております。

○木村(守)委員 長代理 滝井義高君。○滝井委員 昨日の続きをやらしていただくわけですが、大臣がおれば先に資金計画をもう少し詰めたと思つたのですが、大臣もおらぬし、屋からやらしていただきます。あとで大臣がいらっしゃら集約して要点だけを答えてもらいます。昨日まで一応ざつと、買上げ申し込みをした六百九十七万トン、それから政府原案となつた六百七十一万トン、さらに合理化審議会が最終決定をした五百五十三万トン、その数字の内容についていろいろお尋ねいたしました結果、整備資金と概要をお聞きした結果、整備資金として百五十一億、設備資金として八十二億が不足であるということも明白になつてまいりました。そこでその補てんをどうするかということも、あとでまた大臣がいらっしゃつてからお尋ねいたしますが、きょうはさらさら引き続いて、合理化計画の中における重要な一環をなす再就職計画についてお尋ねするわけです。

ことしの二月一日に私質問をいたしました。昭和三十七年度四百八十一万トン、昭和三十八年度四百七十七万トン、これで一体炭鉱離職者ほどの程度出るかという質問に對して、こういう答弁をしていられるのです。昭和三十七年四百八十一万トンについては一万二千人、それから三十八年四百七十七万トンについては一万四千人の炭鉱離職者が出ますという御答弁をいただいたのですが、それは間違いありませんか、確認をしておきたい。

○三治政府委員 当時そういうふうにお尋ねしております。

○滝井委員 いや、いまその認識は間違いないかということですね。○三治政府委員 そのとおりでございます。

○滝井委員 そうしますと、お尋ねをしたいと思います。今度逆をやつていくわけですが、五百五十三万トンの山を一応合理化実施計画にはめることになつたわけですね。その場合に、この五百五十三万トンというのは、昨日資料を要求しておいたのですが、まだこないんですが、自然消滅が四十三万、保安不良が二十九万、事業固買上げ四百八十一万トン、こうなつておるわけですね。そこで、これに對する人数を、四十三万トンから幾ら出る、保安不良二十九万トンから幾ら出る、事業固買上げ四百八十一万トンから幾ら出る、そしてその五百五十三万トンから総計幾ら、こういう御説明をちょっとしていただきたい。

○三治政府委員 四百八十一万トンに對しましては一万七千人、それから保安の関係の二十九万トンに對しましては五百人でございます。四十三万トンは四千七百人でございます。総計で二万三千人でございます。

○滝井委員 そうしますと、二月の予算のときには、三十万トンの保安の中からは、二十九万と同じですから千五百人ですね。そうすると四百四十万トンの中から出るのは幾らかというのと、一万二千五百人しか出ないわけですね。四百四十万トン、いわゆる予算面では当時四百七十七万トンから一万四千人しか出ないという説明を受けているわけですから、ちょっと数字が違つてくるわけですね。当時の御説明は、三十八年において四百七十七万トンが一万四千で

○三治政府委員 四百八十一万トンに對しましては一万七千人、それから保安の関係の二十九万トンに對しましては五百人でございます。四十三万トンは四千七百人でございます。総計で二万三千人でございます。

○三治政府委員 当時そういうふうにお尋ねしております。

す、こういうことを言っておいたわけです。その数字の違いは一体どうして出るかということなんです。

○三治政府委員 一万七千人と申し上げましたが、これは職員や組夫、その他労働者以外のものを今度は計画の中に含まれるようになった、それで一万七千人というふうになるわけです。

○三治政府委員 先ほど井手先生の御質問にもお答えしましたのですが、いままで全部労働者ベースですとのお答えしていたわけです。今度法律も変わりますので、新年度から職員、組夫も計画の中に入れるということ、入れたわけでございます。

○三治政府委員 当時は職員は入っておいたのです、二月一日のころは、予算委員会のあるところから。

○三治政府委員 確かに法の対象とか予定としては入っておいたわけですが、離職者数と言った場合には、職員、組夫、そういうベースは言っていないなかつたわけです。労働者のベースですとお話が進んでいたものですから、労働者の離職者数ということで申し上げた。その点は、いまからそれはうそだと言われればやむを得ないかわかりませんが、皆さん方の御質問もずっと労働者ベースであったので、われわれのほうも、答えとしては労働者ベースで答えたというふうには御了承願いたい。決して他意あるわけではございません。

○三治政府委員 そうしますと、百八十八万トンですね、六百七十一万トンのときには、きのうから北川さん、お聞きになつてはいるが、六百七十一万トンのときには、買い上げは五百九十九万トンになるのです。そしてあと自然消滅四十三万トンと保安不良でつぶれる二十九万トンは同じなんです。狂うところは、買い上げの五百九十九万トンが五百五十三万トンになりますと四百八十一万トンになり、いまの一万七千人になる。この五百九十九万トンが四百八十一万トンだけこちらが減るわけですか。これによって労働者は減ら減ることになるのでしょうか。

○三治政府委員 千二百名でございます。たえばAという山が七千人雇用しておる。そしてそれが第二会社になつていくというときには、あなたのほうはこれは山が存続するものとしてやっておるのか、再就職計画の中に入ってくるのか、どちらなんです。

○三治政府委員 第二会社とはつきり計画された場合には、再就職計画には入れておられません。

○三治政府委員 ところが非常におかしくなるのです。これは明らかにもとの山ではないのですから、滝井鉾山が閉山するわけですから、そうして新しく生まれ変わった、全く経営形態が違った第二会社ができるわけです。そういう理論で言いますと、たとえば滝井鉾山がつぶれてその関連会社にこの労働者を持つていったときには同じことになつてしまふ。それと同じですよ。これは再就職計画に入れないというのはおかしいと思ふ。

○三治政府委員 私のはこの考え方は、石炭産業から他産業へかわられる

ということが再就職計画であるわけですか。石炭産業から石炭産業へかわる場合には、職安の窓口へ新しく失業保険の受給者、求職者として出てこられた場合は従来は入れておつたわけです。これも調査団の段階で、炭鉱の離職者をまたすくつづける山へ就職させることを、そういう計画を行政上やることはまずいということではない議論になつた。法のたてまえやその他われわれの計画では、石炭産業の中で、第二会社にとどまらうかどうであるが、とにかく石炭産業にとどまる人員は再就職計画に入れるのは矛盾する。たとえ同じ会社がセメント会社なり、あるいは運送会社なりをつくつても、これは他産業である。それが会社による雇用というものと、石炭産業から他の産業に職場転換ということの違いになるかと思ひます。そういうふうには御理解いただければいいんじゃないかと思ひます。われわれはこの点は検討いたしました。第二会社を抜くべしということ、元会社から第二会社にたとえ会社の性格なんか変わつても、これは石炭産業にとどまるものだ、第二会社が、そう言つちやなんですが、つぶれた場合には、再就職計画に入らなくちゃならぬ、こういうふうには思想統一したわけでありませぬ。

〔木村(守)委員長代理退席、職内委員長代理着席〕

○滝井委員 その場合に退職金やらその他もらうことになるのでしょうか。鉾山も全部違うのです。そうしますと、明らかにこれはもとと違うのです、石炭山かもしれぬけれども、そうすると、労働省は、大手の山から今度は中小の山に行く場合には、再就職計画に

ならぬですか。これはあとでまただんだんやつていきますが、これは大手の就職あつせん九千人というのが自分の下請というか先というか、こういうところに世話をする場合だつてずいぶんあるのですよ。日本の炭鉱労働者といふのは、古水が回るように大手から中小、中小から零細と回つていふので、いま数は忘れましてはくれども、炭鉱労働者は、いままでは離職した者の半分はそういう形でいつておつたのです。だからこの九千人というのはそういう者は全然含んでいない、こう理解して差しつかえないですね。

○三治政府委員 そういふふうには御了解願つていいんじゃないかと思ひます。私のほうも自分の石炭会社の子会社、それから自分の会社の一つの山からほかの山へ転換さすというふうなのは再就職計画、会社の雇用計画の中に入れておられません。そういうふうな石炭産業の中にかえる部分につきましては、計画外と申しますか、いわゆる離職者の数には入れておられないわけでありませぬ。

○滝井委員 これは退職金ももらいますし、一応第二会社が発足するまでの間は、きょう滝井鉾山がつぶれたら、あしたからすぐというわけにはいかぬですよ。第二会社に移るためには相当の準備が要りますし、へまをする、その間一カ月、二カ月くらいは休業期間があるかもしれぬのは当然ですよ。そこで失業保険をもらつて、新しく第二会社に就職するといふ形になるでしょう、退職金をもらつたのだから、そういう場合にこれを解雇とみなさずにやるとい

うことは、どうもおかしいじゃないですか。

○三治政府委員 第二会社に移る場合に、そういうふうな二カ月の猶予期間とかいふふうな場合には、そういう矛盾があります、この点は行政的な取り扱いとしてわれわれのほうとしては、第二会社に行く人は現在そういう計画の中に入れていないわけですが、実際の指導の上においてもそういうふうにはしていきなさい。

それから失業保険のことを申されましたが、失業保険の受給者でも、これは合理化解雇ではない離職者も相当いるわけです。石炭産業から出た離職者で失業保険をもらつて、全部この合理化計画に入つていけるわけではないのであります。その点は、われわれのほうに今度手帳制度をつつたゆえにも、そこにある。ほんとうに政府がめんどうを見る会社が、みずから特別にわれわれが協力関係を要請する合理化解雇者、普通の産業の現在行なつてい

職者、退職者といふものとの区別がそこに出てるわけでありませぬ。その点実際の運用の部面については、個々のケースをとりますと矛盾が、解釈上、取り扱い上、種々なケースが出てくる。現在も各所から、始めましてから非常にたくさんケースの質問が出てきておられます。こういう問題はやはりその立場立場で、現状に照らして合理的な解決をしていくというよりほか、あらかじめ一つの線を引くということとは困難であります。

○滝井委員 それは法律論としてはちよつと答弁にならぬですよ。そうすると、まず百八十八万トンの千二百人については、これは職員も入つてま

ね、組夫も入ってますね。

○三治政府委員 入っております。

○滝井委員 それにしてはちよつと少ないですな。五百五十三万トンから出てくる労働者の数は、組夫も入れましたら二万三千二百人になりました、ところがその五分の一の百十八万トンだったら、組夫もみな入れてたつた千二百人だった、これは数字が合わぬですよ。

○中野政府委員 先ほどの御議論を聞いておきますと、ちよつと誤解があるのじゃないかと思いますが、労働省のほうの計算からいうと第二会社へ行って、そこへ残る者の人数が一応想定されるわけですから、その分は他産業への再就職計画というものは要らないんじゃないかというところで計算上落としてあるわけです。ただ、通産省のほうは、先生がいま御指摘になったように、第二会社になる場合は一度閉山をして新しい会社をつくるという形になるわけですから、第一会社から退職するわけでございます。したがって、第二会社に移る者を、退職金関係の対策、退職金金融、そっちのほうの人数には通産省としては入れてある。しかしそれは大体第二会社にじかに行く人間ですから、労働省のほうの再就職計画には入っていない、こういう形になるわけですよ。

それから千二百人、これは六百七十一万トンと五百五十三万トンですね、そのうちの筑豊二山の百万トン、このうちの一部が第二会社に行くわけですから、その第二会社に行く分の人数は、労働省関係の再就職計画の対象からははずれる、こういうことでございまして、私のほうの計画からははず

れない、こういう関係になるわけでありませう。

○滝井委員 まず第一に、百十八万トン残るのに千二百人という人数が少な過ぎ、こういうことを言っているのです。少なくともいでしょうが、五百五十万トンで二万三千二百人という答弁があった。これは能率を上げるから少なくなるのかもしれないけれども、坑道はいまの坑道を全部使うのですからね。そこらの解明をひとつしていただければならぬということ、それから退職金は整備資金の中に入れておきます、これはわかりました。しかし労働省の計画にはそれは入っておりません、こうおっしゃるけれども、きょう山をつぶしたらあしたすぐというわけにはいかぬですよ。われわれのほうの大峰にしても、あるいは方城炭鉱にしても、きょうしたらあしたすぐというわけにはいかない。これはやはり退職金を一べんももらって、そうして会社が第二会社に入りたいたい人を募集するわけです。そうして、おれは第二会社に行くか行くまいかと考える。その考えと、まず離職票ですか、手帳を今度もらうのです。したがってこれをもらうからには、労働省の再就職計画に入ってくるわけでしょう。へまをする、第二会社にだれも来手がないかもしれないのですよ。だから第二会社になるからといって、炭鉱労働者を千二百人とする、すでに大峰にその例があるのです。ここへ大峰の重役の大滝さんだつたか来て、私の会社は今度七百人採用いたします、こう言ったのですよ。間違ひなく採用します。ところがどうい

うことになつたかという、いまも問題になつておつておるのだけれども、働いておつた労働者を、あれは組合運動をやつておつたからだだだ、扁平足があるからだだだといつて、どんどんはね始める。そうして同時に労働者側も、第二会社になつたら労働時間も長くなるし、賃金も安くなる、だからもう行かないといつて、七百人が結局三百人かそこらになつてしまつたのです。だから再就職計画をお立てになるときは、まず金は余つたつていい。繰り越し明許もできるし、幾らでも他足らぬのだから、これは第二会社に行く分も全部ひくくめて再就職計画に入れる。そうして第二会社は第二会社別建てでやるべきだと私は思うのです。そうしないと、第二会社に行くはずだと思つておつた千二百人が来たら、あなた方の繰り越しの一万八千六百人に、また千二百人足さなければならぬ。そうでしょう。そういう形になる可能性があるのですよ。だから計画というものは、やはり初めからそういうことを見込んでおいてもらつておかぬと、第二会社に千二百人やるのだ、これはだいたいじょうぶだといつて除外しておつたら、たいへんなことになるのです。実施の段階になると、私はそういうものだと思います。それを初めから除外しておいて、お互いに責任のなすり合いをされたのでは、労働者はいい迷惑です。これは今度ちゃんと法律の改正で、その一項を入れてもらつておきます。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の第四条の二「労働大臣は、毎年、前条第一項の規定により通商産業大臣が意見をききくに際し

石炭鉱業審議会の意見をきいて、整備計画の実施に伴い離職を余儀なくされる炭鉱労働者の再就職に関する計画を定めなければならない」と、こういうことをきちつと書いておる。わざわざこの条文というものは新しく入れたんです。第二会社に行くか行かぬかというところは、労働者の自由意思なんです。だから滝井委員をやめた者は、一応これに入れるわけなんです。それからあと第二会社に行つたら、その分の余裕ができるけれども、まだあとたくさんつかえてるんだから、その人たちを入れてやつたらいい。そのくらいの子算の余裕と弾力を持つて大蔵省にやつておいてもらわぬことには、これはもう大峰の例でこりごりですよ。これはあなたにも御迷惑をかけたけれども、まだ片づかないのですよ。福岡の地方労働委員会でもまだ片づかない。扁平足があるの何のと言つて、会社は雇われないのです。そういうことになれば、労働者はあわれなものですよ。どうですか、そこあたり明白に——千二百人なんかを除外せずに、あなたのほうに入れる。どうせまたあとからも触れまますけれども、石炭鉱業審議会に今度本式に再就職計画をかけなければならぬですからね。いままでの参考資料だそうですから、まだ本ものになつておらぬ。首を振りよるけれども、法律ができておらぬのだから、今度法律が通つたら正式におかけになって、本ものにかためてもらふんだから、当然千二百人修正してもらわなければならぬと思つておる、どうですか。

○三治政府委員 まず最初から申し上げますが、百十八万トンのうちの、いま石炭局長から答弁されたように百万トンの部分が、一応審議会では第二会社を予定する、閉山をやめるということになる。その場合に結局千二百名がそういうふうになり、第二会社に在籍労働者として移ることになります。その間にいまおっしゃつたように、二カ月なり三カ月なり間があるかどうかという問題はこれは間をなくするということではありませうし、事実上そういうふうに取り計らうということになっておりますから、間違ひないと思つておきます。それからもう一つ、千二百名は計画に載つてないから対象からははずすといふうなことは絶対ない。これはいま法律をお読みになつたとおり、完全に法律の対象者になりますから、労働者に迷惑がかかるということとは絶対ありませぬ。

それから再就職計画をこの法律が通つたあと、さらに鉱業審議会にかけるといふこと、これはもう石炭鉱業審議会のほうへ今年四月かけた場合に、あらかじめお断わりしてありますし、これは法律が通ることを予想して、形だけの参考資料であつて、実質上は三十八年度の再就職計画だということでは御了解はとつてあります。それでさうに法律が通つたあと、結局各部分が今後の計画についてのアフターケアといふのですか、トレースといふのですか、そういうことについて委員会や部会を開くといふことの要望があつて、それらが了承された。したがって、いま滝井先生がおっしゃつたように、新しく三十八年度雇用計画だけ出すといふことはいない。これは法律にも書いてありますとおり、通産大臣が合理化実施計画を諮問するに際してありますか

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第二十三号 昭和三十八年六月十二日

ら、この雇用計画を再変更するという場合は別といたしまして、年度計画の場合、全体計画としては、これはあくまで合理化計画と見合ったものになるわけですから、新しく別個に三十八年度雇用計画を諮問するということがはしない了解になっております。

○中野政府委員 いまの問題に関連しまして。これは先ほどの井手先生の御質問で何度も大臣が言明されておりますように、昭和三十八年度の、合理化計画、また、これに伴う再就職計画というものは、適法に審議会で審議をされ、答申をされておりますので、改正法案が通った場合に、あらためてその点について審議会は開く必要はないという事は、もう大臣が先ほどから何度も言明をしておられますので、御了解を願いたいと思っております。

○滝井委員 しかし、その点はわれわれは了解しないのですよ。

○中野政府委員 だから了解をお願いいたします。

○滝井委員 井手さんも言っておったんだけれども、法治国家では、法律に書いていないことは権限がないんですから、審議会はそんなものをやる権限がないんです。この再就職計画なんという新しい部面は、何も法文に書いてないんだから。僕は今井さんが石炭局長のときに何回もそれをやったことがあるんです。これは山をつぶすということになっておるのに、一人人間のスクラップについてはどうするんだ、人間をスクラップにしてしまふじやないか、それについては当然ここで人間の問題をやらなければいかぬということ、私は何回もやったのです。ところが、それは法律にないからといってそ

れまでやらなかったのです。われわれはそれを追ってきたのです。ところが今度政府は、自分が改正するほうになったんだからといって、この前言ったときには、いや、これは参考資料でございませうから、参考資料をつけておきますと井上さんも言っておったが、この法律が通ればこういうことをやらなければならぬことになるんですからね。これがあって初めて有効になるのです。いわゆる合理化審議会のやる権限ができるわけです。いままで権限のないものをやっておった。だからあくまでも参考資料にすぎないもので、われわれはこれを政府に迫る権限もなかった。ところが今度この法律が通れば、追る権限ができてくるわけです。そうでしょう。法治国家ですから、法律にないことをやっておっても有効だといふことには、法律の形式論からいえばならぬのですよ。

○中野政府委員 ちょっと誤解がありますので申し上げますが、先生よく御承知のように、第七十条に「石炭鉱業の合理化に関する重要事項を調査審議する」とあります。だからその一環として、最近の石炭鉱業の現状にかんがみて雇用問題を取り上げるべきであるという議論が何度も国会であり、また調査団もそういう意見を出し閣議決定でもそういうことになっておるわけですから、現行法で最近の情勢にかんがみてこの重要事項として調査審議をしていただいた、こういう解釈でございませうから適法である。こういうふうなわれわれは解釈をしておるわけでありませう。これはいささかも疑問がないというふうに思います。

○滝井委員 それはいま客観情勢がみんなそういう気持ちになったからそう言うので、実はこの合理化法が出てから私は本委員会で何回もやったので、わが党の政調でもそれを議論するときに、私は勝間田政調会長にこれを一番主張したので。ここに人間の計画がないということが、この合理化法の欠陥だった。われわれはそのとき自己反省もしたので。この合理化法を審議する際には、われわれは悲しいかな、逐条的にこまかくやらなかった。反対反対ということで、あまり審議せずして通したものだから実はこういうことになったんだ、だからこれからの国会の審議というものは逐条的にきちっとやらなければいかぬということをしるべきです。ところが政府のほうはそのとき、そういうものではないからというのでやらなかったのです。あなたのときになって初めてこれはやったのです。あなたの前任者はそれをやらなかった。その前の前任者も前の今井局長もやらなかった。再就職計画なんか雇用計画なんか一回だっ

て出したことがない。僕はそれを何回出してくれと言ったかわからないですよ。あなたの善意はわかるけれども、歴史的な経過からいって、出さなかったのですよ。それは資金計画はあった。資金計画は出したけれども、人間の計画については出さなかったのです。

○中野政府委員 いま滝井先生のおっしゃるとおりだと思います。私の前任者、前任者がどういふふうにしたか知りませんが、再就職計画が非常に大事だということになったのは、去年の四月のいわゆる政策転換闘争、その後

の有沢調査団の内閣総理大臣による任命。その答申、それを受けた昨年の十一月二十九日の閣議決定の石炭政策大綱、これによって問題が新展開をしたわけでありませうから、法律上はこれで読めるということにははつきりしておると思っております。

○滝井委員 たとえば、この法律の第一条を見ても、石炭鉱業合理化及び安定をはかること。この安定の中に雇用の安定を入れるなどという、そういう無理な解釈をまだしておるくらいですから、それだつたらもうほんとうは、第一条の目的の中に石炭鉱業合理化及び安定並びに労働者の生活の安定とか雇用の安定とかいふのを入れなければいかぬわけです。それを入れてくれば、いままの御意見なら、さらっと修正をしてくれることになるかもしれませぬけれども、まあいいでしょう。そこらあたりはわれわれとちよつと意見が違ふということだけは言っておきましよう。

そうしますと、ことしの離職者の数をこの資料で見ますと、三万四千四百人になっておるのです。去年からの滞留者の繰り越しが一万八千四百人でしょう。そうして三十八年度の離職者が三万四千四百人、これは数字が違ふのです。これは常用労働者、職員、臨時夫、組夫、みな入れていますね。常用労働者二万九千五百人、職員三千四百人、臨時夫、組夫千五百人、こういうことで三万四千四百人になっておりますが、いまのは二万三千二百人、やはり数字が違ふ。

○三治政府委員 それは、そのほかの数字がいわゆる合理化、山は閉山しな

いけれども、合理化による解雇者といふふうには御了解願いたいと思っております。

○三治政府委員 閉山、保安買上げ、自然消滅以外の合理化による解雇者が一万一千四百人でございませう。○滝井委員 そうするとまた数字が二百人違ふでしょう。いまの数でいきますと、一万一千四百人、二万三千二百人で三万四千四百人になるでしょう。そうすると、政府の三十八年度新規求職者は三万四千四百人ですから、二百人違ふ。その二百人がついたたりつかないかたつたりするのですがね。

○三治政府委員 先ほどの買上げの一万七千人と申しましたのが、実際のこまかい数字を申しますと一万六千七百五十二人、それを四捨五入して一万七千人と申し上げましたが、そういう端数をこまかく申しましようか。

○滝井委員 いや、いいです。それは、あとでいいですから資料を出してください。これは二百人といつたら、小山といつても相当の山です。家族を合わせたら五百人以上ですからね。三・三五人おるのですから、六百人ぐらゐの人がおるといふことになりませう。

そうしますと、この三万四千四百人というのがことしの予算面に一体どういふぐあいにあらわれてきておるのか。

○三治政府委員 予算の場合には、三万一千百人で予算の一応積算の基礎にしておるわけでございます。したがって、正確に申し上げれば三千三百人ですかの違いが出る、上回つたといふこ

とであります。

○滝井委員 そうすると三万四千四百人なので、それだけ予算が不足をしてくるわけですね。

○三治政府委員 積算の基礎としてそれだけの違いがあるということでごさいます。実際の解雇者の再就職がこの予定どおりか——この中でおもに金がかかるのは、結局安定所のやる場合にかかってくるわけでありませぬ。その点は実行を見まして足りなくなれば——私のほうでやることのほとんどが事務費の関係になりますので、予算のほうは御心配ないと思います。私どもとしては再就職がこれ以上にいくように努力して、予算がないからやらないということとは絶対ありませんから、御心配要らないと思います。

○滝井委員 昨日四百四十万トンの質問をしたときに、石炭当局は、四百四十万トンというのはおよその概だめ的なものでやっておつた、今度は五百五十三万トンときちんときまりましたから、地域別炭田別にきちんといきまします。四百四十万トンを地域別炭田別にやるといふわけにはなかなかいきませぬ。今度資料を出しますと、こうなつた。あなたのほうも、いままでの四百四十万トンのときであつたら、いまの御説明のように三万一千百人、およそそのくらいをやつたらいいだらう、こういうことなんでしょうね。そうなりますと、今度五五三ときちと固まつた数字になつてきたので、それから、それに見合う予算の数字というものは、二月にわれわれに説明したものと違つてくるはずですよ。北川さんがわれわれに資料を、こまかく書いたものをくれておるわけです。あ

れと同じにならぬと思うのです。それはどうしてかという、山をつぶすのは地域別、炭田別につぶしていくわけですね。したがって地域別炭田別の閉山のものと、この合理化で離職するもの、この交わつてくる。そういうものはみな分布の状態が違つてくるわけですね。したがって当然、分布の状態が違えば、当初机上でつくつた予算を現実に合わせていかなければならぬから、北海道で百人と思つておつたのが二百人になるかもしれない、筑豊では千人と思つておつたのが八百人になるかもしれない、こういうアンバランスが数字の上で出てくるわけでしょう。それは四月十八日ごろに原案はおできになつていられるわけですから、大体もう全部着詰まつておりますか。数字の配列がきちとできておりますか。

○三治政府委員 確かに、この数以上には、いまおっしゃるような地域別の離職者の出方というものが、予想より変わつていられる。その一番大きな変わり方は、北海道が昨年来予想したよりか、離職者が三十八年度には非常に多く出るようになってくると私は思ひます。したがって、われわれのほうでは、住宅計画におきましても、大臣と北海道に行きました場合に、北海道の実情を聞いて、急遽そちらのほうの住宅計画を変更したといふこともございますので、これはやはり、ただ三千三百人ふえたからまた予算を変えてどうのこうのといふよりか、実行上、その出方に応じて、各府県とも相談をして、また事業団とも相談をして、緊密な連絡をとつて円滑に対処していくようにやつていきたい。そして最後に年度末に足つて足りなくなれば、これは予備費

なり補正なりで補正していつて、金がないから離職者計画ができないという、こういうふうな考えを考へておられます。○滝井委員 そうなりますと、再就職計画と合理化計画というのとは、再就職の關係でございませぬ。再就職計画が立たない間は絶対山はつぶしませんといふのが、有沢さんのわれわれに対する答弁だつたわけですね。したがって、労働使が意見の一致を見ない限りこれはつぶすことはできません、こう言つてい

るわけでしょう。そうすると、再就職計画がいまのように、四百四十万トンをきめたときは情勢が非常に違つてきておるわけですから、北海道は少ないと思つておつたら多くなるわけですから、しかも合理化計画で、いわゆる買上げ閉山ではなくて、合理化だけによつて、山はつぶれぬけれども、山は生きておるけれども、人間は切らなければならぬといふのが、一万一千四百人も出るわけですから、これはたいへんなことなつていられる。したがって、こういう面が新しい面として出てきておるのですから、そうなりますと、来年に失業者を繰り越すというふうな山を一つつぶしていいのかわかるといふこととです。山は生かさないでつぶす、これは人間だけの失業させてはうり出す、これはこういう理論になるのですよ。すなわち、山を守るためには人間を犠牲にしていいという、逆な思想になつてきておるのじゃないですか。それならば、どうせ人間のためには金を出さなければならぬのですから、就職促進手当も出さなければならぬ、その

出さなければならぬ、山を動かしていつたらいい。そして出てきた石炭を、極端な言い方だが、使い手がなければただでみな使わしてもいいですよ。ただにひとしいような安い値段で使わしてもいいのじゃないかと思つておる。政治がほんとうに人間を守るといふ立場に立てばです。一人人間に重点を置くのか、それとも山を生かすことだけに重点を置くのかということですね。私は当然、人間のスクラップ化を防ぐべきだと思つておる。それだから人間につき込む金を山につき込む、その形をとればいい。そうすると、今度出てくる石炭はそれだけ安くなる。何かそういういままでの経済合理主義の頭を、石炭については切りかえなければならぬといふ状態があるのじゃないかと思つておる。それを労働省は、去年一万八千四百人をうまく処理し切らずに、ことしに送つておる。そして一万八千四百人よりかさらに多い数を、来年に送らうといふのですよ。こんな再就職計画はない。これは再就職計画に当たらぬですよ。そうすると来年、来年と繰り越すものは、だんだん時間がたつてばたつほど、どういふ結果が出てくるかという、炭鉱労働者の平均年齢は三十九歳です、これは来年になれば四十歳、再来年になれば四十一歳になるのです。一つずつ年を重ねるのですから。若い労働力は炭鉱に入つてこないのです。そうすると、ますます就職は困難になる。翌年、翌年と繰り越す労働者の数は、これは雪だるま式に大きくなつてくるのです。そうすると、労働政策の面からいつたら、合理化をチェックせざるを得ないでしょう。それをあなたのほうで、資料につ

けたこのものを有効だといつて、そして、一万八千六百人も繰り越すなどというふうなことは、われわれは認められない。もし有沢さんがこういうことを了承するというなら、われわれは有沢さんを不信任する。再就職ができない限りは絶対に山はつぶしませんと言つておるのだから、まさか有沢さんに二言はないと思ひます。それだつたら不信任です。こういうことまでお認めになるということなら不信任です。そのために両党は書記長会談までやつて、そしてそういう山には金を出すという約束をしていられるのですから、金を出してやつたらい。金を出したつて、いま言つたように、金を出せば動かしておれば要らないわけですね。そして石炭で少し損をしたつて、やむを得ないですよ。貯炭ができてやむを得ない。その金は何かしなければならぬ。政府の石炭政策のやり方が間違つておつたのだから、それを労働者におつかせ、そして一万八千六百人も、いまのような話になると、これはもつとふえまますよ。合理化が深刻になつてくると、もつとふえる可能性がある。一万八千六百どころじゃありません。そうすると、この一万八千六百の三十九年度への繰り越しといふものは、さらに増加する。予備費を組むとかいろいろおっしゃるけれども、それはそのときの話であつて、いまから一万八千六百人を繰り越すんだから、繰り越すならば、この分の予備費を組んでくださいと言わざるを得ない。それで、それから三治さん、こういう計画ではとても、失対の問題で職業訓練をやつて三百二十円ぐらいの金をやるなんと言つても、だれも信用しない

です。あれだけ闘争した石炭労働者がこの実態だから、ここの一万八千四百人繰り越してきたよりかさらに多く来年、三十九年に繰り越していくんですから、これはとても納得できません。

○三治政府委員 一万八千四百人、三十七年度から三十八年度に繰り越す計画であつたわけですが、その中身を申し上げますと、このときの計画では、労働者が一万六千九百人、職員が千五百人の計画になっております。ところが、三十九年に繰り越す一万八千六百人の内訳は、労働者は一万五千四百七十人で、約千五百人減らす計画でございます。職員は、これは初めての経験で、今度新しくつけ加えたわけですが、二千八百八十人の繰り越し、臨時組夫が九百五十人という内訳で一万八千六百人であるわけでありまして、だから、従来議論されておりました労働者ベースからいけば、われわれのほうとしては繰り越しの数は少なくしていい。なぜかというふうになつたかという、閉山、合理化を三十八年度で集中的にやらないと山がたないということ、むしろこれを押えていったならば、政府が相当金融したりいろいろしていても、炭が売れないために山自身、残るもの全部がどうにもこうにもならなくなる、最小限度、無理ではあるけれどもこれだけはやむを得ない、われわれのほうも通産当局と事務的には相当やうて、いろいろ無理を言つて、当初の計画より減らしてもらつて、この計画より減らしてもらつて、残つた山の労働者自身が給与ももらえなくなる。山自身が信用がなくなつて、金融も受けられなくなる。特別融資するといつても、それは政府は貸すかもしれないけれども、そのほかの運転資金その他が、銀行から全然借りられない。いろいろ山ごと、会社ごとそれぞれ事情があつて、万やむを得ない線といふことで、ここまで圧縮してこつたといふふうには御了解願ひたい。これはふやしてこつたわけじゃない。結果としては、それはふやしているかも知れませんが。

それからも一つは、一万八千四百人の場合におきましては、失業保険、訓練手当以外には、この滞留者に手が加えられていなかったわけですが、これが今度の繰り越しの場合におきましては、訓練の部面もずっとふやまして、そのほかの部面につきましても手当がつくようになるし、それから、これだけ大量の解雇になるので、いろいろの計画に当たつてみますと、先ほども井手先生のときに御答弁したのですが、三十七年度におきましても、年度末、年度後半に非常に合理化、閉山が多かつたわけでありまして、三十八年度はまた、三十七年度に増して、やはり年度の前半と後半に分けると、後半に片寄る。それはなぜかという、三十八年度の合理化計画のほうは、大手のほうに相当問題があるわけでありまして、その大手になりますと、これは組合が非常にしつかりしているし、閉山、合理化について、いま話し合ひが緒につきかけているといふような状態で、実際の解雇者になると、私たちの見込みでは、やはり年度後半あるいは年度末といふことに――まあ三万四千四百人が毎月同じに出るわけではないのであります。これは、年度後半に相

当し寄せられるということもありません。われわれの方では一万八千人のうちで、約一万一千人が失業保険の受給者になるといふふうを考えておりまして、したがつて、われわれのほうも今度の計画では、これは毎月の予想はとも立ちませんけれども、実際を見ていきますと、やはりこつとも昨年度以上に年度後半に、離職者が出る場合でも、そういうふうなことになるといふふうには考えているわけでございます。

○滝井委員 失業保険をくれるとか何とか言つたつて、いまの炭鉱労働者の失業保険の平均は四百四十八円くらいだと思つて、それじゃ食つてはいけません。私もきのうあなたに言つたように、これから三治さんとぼくと一カ月間、一日四百四十八円で家族も養つて生活して、そしてお互いに国会に出て大きい声で話して、栄養失調にならなくてやれるか、やれぬですよ。あなた、その議員食堂へ行つて食つてごらんさい。三食そこで食つておつたら、四百四十八円ではめし代にも足らぬですよ。それに家族がいるのですし、着物も着なければならぬ。そういう無理なことをやらせておつて、そしてやめていかなければならぬ人間は失業保険で食わせるのだからそれでいいといふことでは、われわれのヒューマンズが許さぬ。そういう計画が有沢さんの答申大綱であつたとは、われわれは考へておらぬです。有沢さんはそんなことは言わなかつた。もう首を切つて出したら、あと失業保険をやるから、それは来年、再来年に繰り越されてもやむを得ぬといふようなことは言わなかつた。必ず再就職計画を立てます、その再就職計画と見合つて山はつぶし

ていくんだから、つぶれたときは必ず再就職計画で就職させるんだ、こつ言つて。一年も二年も待たしておつて、今度はいつ就職できるかわからぬといふような状態では、これはたいへんなことです。それなら山をつぶすのはちよつと待つた。山を生かしていかねばならぬ。それには、政府が金を貸す以外にないと思つて、これは無理な言い分じゃないと思つて、人間さまのために世の中があるのぢやないのですから、人間の生きる道をやするのが先決です。それが逆になつておる。私が気に食わぬのは、法律もできぬうちにこつたものをを出して、認めていいますといふのが気に食わぬのです。

だからやり返してもらいたい。そして一万八千六百人も来年に繰り越してはいけない。来年に繰り越さぬでやるのですよ。そうやつてみて、万やむを得ず五人か十人繰り越すといふのなら、これはやむを得ない。しかしそうではなくて、初めから繰り越すような再就職計画では、これは再就職計画じゃないです。これをあなた方は再就職計画といふなら、私は池田総理に出してもらわなければならぬ、絶対に。これは、私の言うのは無理じゃないと思つて、あなた方がその立場になつてごらんさい。炭鉱離職者の立場になつてみたら、私が言うよりもつと不平不満を言うだらうと思つて、それは私たちがこつた政策を論議するときは、やはりみずから炭鉱離職者になつたところ、一べんものを考へてみる必要がある。人の痛さを知るには自分の身をこつてみたらわかるということ、昔からいつておるが、これは単純な真

理です。炭住に住んだ気持ちで政策を実行してみたらいい。四百四十八円をもらつて、自分の家族と、そして中学や高等学校へ行つて息子を、どう一体親として対処するかということ考へてもらつたらいい。それではあなた、めしも食わせられぬ。それで一年や一年半はほうり出されるのですから、こつ山はつぶれるのですよ。そのうちの、おそらく私はこの実態を見ると、一万八千四百人と一万八千六百人と加算しても相当人おると思つた同じ人間でこつから来年に繰り越されるのが、相当おると思つたのです。これはあなたたち、一体幾らと見ておられますか。

○三治政府委員 三十七年度から三十八年度に繰り越される員数の中の、実際まだ一年たつても再就職ができないという方はほとんどないといふにわれわれのほうはほしいといふふうには思つておりますが、これは今後、求職手帳をいま交付しておりますので、この実績を見ないとわかりません。そのためにわれわれのほうとしては、個人別にトレースするように求職手帳を出し、それを就職指導官に預けて、そしてつとめんどろを見たいといふこととございませぬ。これは従来から見れば画期的な再就職対策であると思つておられます。それから、繰り越しが一人もいないようにしなければ再就職計画でないとおつし、いますけれども、これは再就職する場合に、会社が自分のところ整理する者を全部あらかじめ雇用の先を見つけて、それでなければその雇役ができないといふことだと、そういうことになると、それは理想であります。

なつて、金融も受けられなくなる。特別融資するといつても、それは政府は貸すかもしれないけれども、そのほかの運転資金その他が、銀行から全然借りられない。いろいろ山ごと、会社ごとそれぞれ事情があつて、万やむを得ない線といふことで、ここまで圧縮してこつたといふふうには御了解願ひたい。これはふやしてこつたわけじゃない。結果としては、それはふやしているかも知れませんが。

○滝井委員 失業保険をくれるとか何とか言つたつて、いまの炭鉱労働者の失業保険の平均は四百四十八円くらいだと思つて、それじゃ食つてはいけません。私もきのうあなたに言つたように、これから三治さんとぼくと一カ月間、一日四百四十八円で家族も養つて生活して、そしてお互いに国会に出て大きい声で話して、栄養失調にならなくてやれるか、やれぬですよ。あなた、その議員食堂へ行つて食つてごらんさい。三食そこで食つておつたら、四百四十八円ではめし代にも足らぬですよ。それに家族がいるのですし、着物も着なければならぬ。そういう無理なことをやらせておつて、そしてやめていかなければならぬ人間は失業保険で食わせるのだからそれでいいといふことでは、われわれのヒューマンズが許さぬ。そういう計画が有沢さんの答申大綱であつたとは、われわれは考へておらぬです。有沢さんはそんなことは言わなかつた。もう首を切つて出したら、あと失業保険をやるから、それは来年、再来年に繰り越されてもやむを得ぬといふようなことは言わなかつた。必ず再就職計画を立てます、その再就職計画と見合つて山はつぶし

ていくんだから、つぶれたときは必ず再就職計画で就職させるんだ、こつ言つて。一年も二年も待たしておつて、今度はいつ就職できるかわからぬといふような状態では、これはたいへんなことです。それなら山をつぶすのはちよつと待つた。山を生かしていかねばならぬ。それには、政府が金を貸す以外にないと思つて、これは無理な言い分じゃないと思つて、人間さまのために世の中があるのぢやないのですから、人間の生きる道をやるのが先決です。それが逆になつておる。私が気に食わぬのは、法律もできぬうちにこつたものをを出して、認めていいますといふのが気に食わぬのです。

だからやり返してもらいたい。そして一万八千六百人も来年に繰り越してはいけない。来年に繰り越さぬでやるのですよ。そうやつてみて、万やむを得ず五人か十人繰り越すといふのなら、これはやむを得ない。しかしそうではなくて、初めから繰り越すような再就職計画では、これは再就職計画じゃないです。これをあなた方は再就職計画といふなら、私は池田総理に出してもらわなければならぬ、絶対に。これは、私の言うのは無理じゃないと思つて、あなた方がその立場になつてごらんさい。炭鉱離職者の立場になつてみたら、私が言うよりもつと不平不満を言うだらうと思つて、それは私たちがこつた政策を論議するときは、やはりみずから炭鉱離職者になつたところ、一べんものを考へてみる必要がある。人の痛さを知るには自分の身をこつてみたらわかるということ、昔からいつておるが、これは単純な真

理です。炭住に住んだ気持ちで政策を実行してみたらいい。四百四十八円をもらつて、自分の家族と、そして中学や高等学校へ行つて息子を、どう一体親として対処するかということ考へてもらつたらいい。それではあなた、めしも食わせられぬ。それで一年や一年半はほうり出されるのですから、こつ山はつぶれるのですよ。そのうちの、おそらく私はこの実態を見ると、一万八千四百人と一万八千六百人と加算しても相当人おると思つた同じ人間でこつから来年に繰り越されるのが、相当おると思つたのです。これはあなたたち、一体幾らと見ておられますか。

けれども、現実の各産業におきましても、どこでもやはり希望退職を募る場合におきましても、また会社の経営が不如意になって整理が行なわれざるを得ない場合でも、これは全部が全部再就職がきまらなければ解雇ができないというふうなことはともいえない。しかしながら今度の計画におきましても、われわれは少なくともこの点については大臣みずから社長も呼んで、自分たちの解雇者について最大限の再就職をやるようにということではいろいろ話した結果、四割は最低線としてめんどうを見る、しかもこれを具体的に計画も事務段階で話をし、それをさらに社長段階で確認させておるわけでございます。したがってこの繰り越したという問題は、先ほども申し上げましたように、年度後半になった場合に、それは会社があらかじめ全部雇用先を見つけてやる場合は別といたしまして、そうでない場合は、各人が失業保険をもらいながら就職先をきめる場合に、従来の慣例からいけば、離職後三カ月ないし六カ月は最小限かかってゐるのが実情でございます。本人たちもやはり、就職口があるからさつと飛びつくというのではなくて、相当慎重にあれこれ選択してやっていると、なかなかに就職がうまくいかない、なかなかわれわれのほうとしては、離職者の数に対して就職口は大体三倍程度が平均として要る。もちろん一対一で済む人もあります。五つの就職口を出してもなかなかきまらぬ人もありますが、平均大体三対一くらいになっておりま

す。そういうことからいって、その年度の区切りは、これは時間的な区切りだけであつて、人の流れというものは逐次年月ともに流動しているわけなんです。それから、これを三月三十一日に残った失業者だけが三月にも不幸である、いかにも政府がほつたらかしておるといふような考え方は、私はどうかと思つておられます。

○滝井委員 それだつたら何も私は三月三十一日につぶれる山をそのときにやれとは言わぬのです。だからおのづからこれは、合理化事業団に申し込んでおる順序に大体買い上げの事務は進んでいくんです。そうしますと、福岡地区では大体どの山とどの山が六月に片づく、どの山とどの山が七月に片づく、どの山とどの山が八月に片づく、こういうことがきまつておる。大体事務の見通しがつくのです。それから同時に今度の中には、すでに昭和三十一年に閉山をしておつて、三十七年に処理してもらうところもあるのです。こういう労働者が滞留しているわけですから、こういうものは計画にすんずん乗らなければならぬわけですよ。そうすると七月のものは何人出るから大体どこにいける、八月は大体どういう形になる、九月はどういう形になる、しかしいまのところわがほうとしては、二月と三月のものは大体わかりません、こういうことは言えると思ふのです。そのくらいのこととはあなた

のほうと、つぶす大手なり中小の山の事業主と相談をしなければ——あとでこれは内容に入りますが、政府関係機関が二千八百人、これは内訳はこの間新聞に出ておりました。労働省に何人使うとか、厚生省に何人使うとか、警

察官に何人なるとか出ておりました。やはりああいう形が必要なんです。それうせぬと、ただ大手の就職あつせん者が九千人と言つたつて、帰農する者が五千百人だと言つたところ、帰農するかどうかかわらぬ。鹿児島なら鹿児島に帰る、二、三カ月するにすくまた出てくる、そういうのが多いのです。だからこれを五千百人もお見積りもりになつておるといふことは、こういうところだつていふぶん不認識な話だと思ふのです。もう少しかゆいところに手の届くような世話をやる必要があると思ふ。そうしないと政府を信用しないですよ。そうしますと五百五十三万ト

ン、これは大手と中小の内訳はどうなるのですか、つぶすトン数は、それから今度は労働省に、つぶすのに見合う大手の人数、中小の人数。

○三治政府委員 閉山の場合におきまして、大手が全部で一万人でございます。それから中小が一万三千人。

○井上説明員 五百五十三万トンの該当します大手、中小の閉山炭鉱数と規模を申し上げますと、大手につきましては十一炭鉱、二百六十五万トン、中小炭鉱は百三十五炭鉱、二百八十八万トンでございます。

ておきましたね。同時に労働省で、閉山と合理化の資料を、通産省に見合つたものをつくつてもらいたいのです。これは閉山、合理化、職員も入れて、そして今度は同時に大手中小も一緒に入れた、きのうはそこまで要求しておつたのですけれども、入れていただきたいと思つたのです。

時間が来ましたから、午後にはまたやらしていただきます。午後は再就職計画の内容に入っていきます。いまは外回り、周辺だけ聞きましたけれども、今度は内容に入ります。同時に、大蔵省の資金計画も一緒に聞かしてもらいます。

○蔵内委員長代理 午後二時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十二分休憩

午後二時四十九分再開

○有田委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○岡田利春君 四法案に対する質疑を続行いたします。岡田利春君。

○岡田利委員 今回提出されております石炭鉱業合理化臨時措置法の目的でありまして、石炭鉱業の合理化及び安定ということ、新しく安定ということばが目的に追加されたわけでありまして、私にはその安定は標準に通じ、標準は合理化に通ずると思つた。合理化されたものは安定すると思つた。日本語の解釈はどうなるか知りませんが、私にはその思うわけではございません。法律用語として、石炭鉱業の合理化という説明は、これは何も単に炭鉱労働者の首を切るだけではなくして、炭

鉱の近代化、石炭鉱業の安定、こういうことが合理化だと思ふ。また、そう答弁されてきておるわけなんです。今回さらに安定ということばが追加されたわけですが、この安定に対して、成田賢問で通産大臣は、これはほとんどが雇用の安定だ、雇用の問題が非常にやかましくなつて、池田総理の石炭新政策の三本のうち一本の柱だから、その問題をとり上げて安定というのは、ほとんど雇用の安定、あるいは炭鉱から離職する者の再就職が安定的に行なわれ、そういうことを九〇〇意味するのだという趣旨の説明がなされておるわけなんです。そうでなければ、合理化及び安定ではなくして、合理化及びいゆる再就職の問題、さらに残つた炭鉱労働者の雇用の安定というように、明快に目的の中に入れることが、あとから出てくる労働大臣の雇用計画をつくるという趣旨にも合致するのではないかと。私はどうもこういう用語を使つた法律案というものは、ほかにないと思ふのです。ほかに合理化及び安定というのではないと思つた。この点どうでしょう。妙案がなくて安定にしたのか、何かほかに意味があるのか。

○中野政府委員 今回の改正にあたりまして、特に「石炭鉱業の合理化及び安定」というのを入れましたのは、もちろん、いま先生の御指摘のありましたような、企業の安定、ないし、それによりまして石炭産業内部における雇用の安定ということを考えておるわけでありまして、そのために、これはもちろん外へ出て行かれる方々のためには再就職計画がございますが、それ以外に、たとえば請負夫の使用の規制であ

るとか、あるいは基準炭価の設定によるところの炭価の安定、そのほかいろいろな改正を含んでおります。そういうことによりまして、企業の安定ないし雇用の安定をはかっていきたいという趣旨の改正であります。

○岡田(利)委員 趣旨のところは私も成田質問で了解をしているわけです。ただ、読んだだけではこの意味はそうとれないわけです。合理化の究極の目的は安定なんです。不安定だから合理化するのですが安定であれば合理化する必要はないわけです。だから結局、合理化するというのは、安定することに通ずるわけなんです。ですから問題は、私は、むしろ再就職の問題とか、きちっとやはり目的の中に入れたほうがいいのではないかと、そのほうが親切ではないか、こういう気がするわけです。この点は、法案を出しているためまえからいって、別にしようというわけにも答弁としてはまいらぬと思うのですが、この点を適切に表明したほうがいいのではないかと私の見解だけを一応ここで述べておきたいと思うのです。

次に第五条、計画の変更。第四条、第五条の中に再就職計画が新しくつけ加えられてきております。この条文に書いておられる内容を読みますと、私は、有沢調査団長の説明から考えて、その説明どおりではないのではないかと気がするわけです。しかし、法律用語にした場合、こういう題になるのかもしれませんけれども、そこでお聞きしておきたいのは、第五条で、通産大臣は、石炭の生産条件その他経済上の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見を聞いて、

この石炭鉱業の合理化基本計画または石炭鉱業合理化実施計画を変更しなければならぬと書いてあるわけですが、雇用の情勢も、もちろん経済情勢によつて著しく変動が出てきて雇用情勢も非常に変わってくる、そういう意味では、経済事情の中に当然密接不可分の関係として含まれておる、この私は理解するわけです。ところが、この経済事情の著しい変動というのは、法律用語としては、内閣がひっくり返るかどうかというような経済の事情の変動でなければ、一応著しい変動にはならぬ、こう一般に言われておるわけなんです。そういう意味で考えると、そういう重大な経済事情の変動でなくても、相当程度の経済事情の変動があれば、雇用事情は非常に悪化するということが、考えられるわけです。ですから、この意味は、そういう点では非常に大きな問題だと思つて、雇用事情の問題も含まれるから、大事な問題だと思つて、例を引いて申し上げますと、今年度就職のできない者が結果的に一万八千人になった。来年度雇用計画を立てたけれども、来年はまた三万近くの炭鉱労働者が首を切られるので、どうしても二万五千人繰り越しをしなければならぬというふうなことになる場合、少なくとも前年度の繰り越し以上に上回る場合には、私は合理化計画についても十分検討しなければならぬと思つて、ですから、その基準が非常にむずかしいのですけれども、雇用計画と合理化計画というものを、バランスをとつて合理的に進めていくという場合に、どういふことが考えられるのか。去年の繰り越しが一萬五千だから、来年二

万人あるいは二万二、三千人の繰り越しになつても、雇用計画を立てておるのだから、三年間受ける雇用促進手当があるから、それはふえてもいいのだという考えであれば、たいへん問題だと思つて、現実には今年度の雇用計画で数字が出ておるのですから、その点について、これは通産省としてはどう考えるか、労働省として、特に雇用問題について、いま私が言った趣旨から見てどう判断をされるか、お伺いしておきたいと思つておる。

○中野政府委員 第五条の、一度立てました毎年度の計画を変更する場合、これは、ここにもありますように、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のために特に必要があるときということになっておるわけで、その他経済事情の著しい変動の中には雇用事情ももちろんいま御指摘のように含まれておるわけでありまして、一度立てました計画を変更する場合でありますから、相当著しい変動のために特別に必要な場合といたつては、この法律の条項に従つてわれわれとしては検討いたしたいと思つておる。

○三治政府委員 通産省と見解が同じでございます。われわれも石炭合理化計画に見合つていくわけでございます。ですから、石炭の合理化実施計画というものがあれば雇用計画も変わるといふふうな考えでおります。その後段のほうに、生産の計画について特別になつても雇用の著しい変動がある場合といたつてを特別に入れてあるのも、そういう別の場合も予想される、しかし、一般的にいけば、石炭の生産事情が変わる場合には経済の変動が非

常に著しいということで大體一致するだろうと思つても、雇用の場合は別個に特別の事情があるかも知れぬというところで、ここで特に留意して万遺憾なきを期するために、雇用の事情の著しい変動がある場合には計画を変更することがあるということを入れたわけでありまして、

たように法律に書けば非常にいいのだけれども、有沢さんが言っているようなことをすなおに書かないで、とにかく、経済事情が著しく変動ということになりますと、これはまあそういうことにはあり得ない、しかしあり得る場合があるから、法律としてはこう書いておかなければならぬという趣旨だと思つておるのです。この点の理解、受ける感じが違つておる。ですから、私は、雇用計画が順調に進まぬという場合には、これはやはり合理化計画でこの山は来年度閉山するのだけれども、たとえば再来年の上期まで一応延ばすとか、当然そういうことが総合的に考えられなければならないのではないかと思つておる。労働省の立場としては当然そうだとおるのですが、一方、通産省のほうは、切るのは切つてしまふのだということなんです。大臣はどうですか。雇用計画の問題について、今年度初めて総合的な雇用計画を立てたわけですが、この実績がもし順調にいかぬという場合には、合理化計画についても、初めからスロウダウンするという思想でなくて、相当考慮しなければならぬと思つておるのですが、通産大臣はどうですか。

○岡田(利)委員 ただ後段の場合には、雇用計画を再検討するということが、当初相当な期待のもとに雇用計画を立てた。ところが順調にいかなくなつた。まして、来年度繰り越しがさらに上回るといふことになりまして、これはその間努力しているのですから、再検討しても、ぱつと雇用先が見つかるということとは考えられないわけなんです。そういう場合には、首を切つて出すほうもある程度セーブをしなければならぬ。常識的な繰り越しでひとつ何とか雇用転換を円滑にはかろうというの、有沢調査団の答申した趣旨なわけなんです。ですから、雇用計画のほうだけを検討しても、これは順調にいかぬという場合はいいです。あるいは、ちょっと努力すればやれるという場合には検討はいいのですけれども、実際本年の実績は出た、ところが雇用計画はなかなか思うようにならない、さらに来年三万人なら三万人の離職者を含めると、たいへんなことになる。首切り、合理化するだけで三万人の計画なんですから、さらにこれ以上上回つてくると思つておるのです。そういう場合には、さらに合理化計画のほうもある程度再検討しなければならぬ面が出てくる。ところが、通産大臣のほうは、雇用計画のほうを検討するのだとしきりに答弁をされておるわけです。この点、いま私が言っ

○福田国務大臣 お答えをいたします。第五条を今度直しましたが、これは追加をしたわけでありまして、通産大臣が第四条第二項第三号に掲げる事項について、石炭鉱業合理化実施計画「云々」としてあるわけでありまして、

第五条には「生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、

石炭鉱業合理化基本計画又は石炭

鉱業合理化実施計画を変更しなければならぬ。こうあります。でありますから、私はあなたの言われる気持ちがわからないわけじゃない。それはよくわかりませうけれども、しかしこの法律のたてまえというものは、とにかくスクラップ・アンド・ビルドということが基本になってきておるわけであつて、雇用を中心に、先に考えた法律ではない。だからあなたも、それを十分考慮のうちの一部に加える必要があるのじゃないかという表現をされておる。当然しるとは御質問にもならないのであります。私は、そこら辺のところは常識でもってやっていくのが一番いいのじゃないか。常識とは何ぞやという事になると、これはなかなか問題になりませんが、非常にそういふような面がきつくといいですか、実際に行なわれておらない。雇用の面が非常なそこを来たしておる。非常といふのはどこだ、こういうことを言われると、そこに限界を引くことは非常にむずかしいかと思ふけれども、そういうことが起きるといふことは、経済事情に著しい変動があつて、一応役所が計画を立てておるのに、その計画とあまり違つた計画ができるということもあり得ない。ところが、著しい経済の情事に変動があつたりしますと、そういうことが起こり得ると思ふ。私はその項に引っかけられるほどのことであれば、ちゃんと条文にも書いてあるわけですから、それでやつて少しも差しかかえないのじゃないか。だからこれにかかってくる。なぜそれができなかったかという事情をよく究明してみた上で、それが経済の著しい変動によるものであるということであれば、計

画の変更もあり得る、こう考えます。おおよそ役所が計画を立てておるのに、経済事情の変動もないのに著しい誤差がそこに出てくるのはわれわれは考えておらない、こういうわけでございます。

○岡田(利)委員 そうすると、基本の問題になるのですが、今年度四百二十万トンのスクラップについて通産省が予算を要求した。ところが、実際に審議会に提案をする場合には、六百万トンを上回る、しかも最終的には五百万トンを上回る閉山規模になつておる。四百二十万トンのこの閉山規模を一応想定して予算要求をした根拠は何ですか。何が根拠ですか。私は、全体が非常に問題があるから、なお再検討の余地があると思ふ。何を基礎にして四百二十万トンのスクラップ、いわゆる閉山規模をきめて予算要求したのでですか。

○中野政府委員 本年度の買い上げの予算は四百四十万トんでございまして、予算要求の際には、第一に三十七年度の閉山の分、実は三十七年度の閉山が御承知のように、三百二十万トんに、新方式によつて途中で変わったわけなんです、そういう関係もございまして、三十七年度に閉山をして、その処理は三十八年度にすり込む分がある、これはどうしてもやむを得ない、予算手当せざるを得ませんから、この分がどれくらいか、それから、三十八年度の閉山の見通しは、それからどの程度になるかということ、大きなところにつきましましては調査団以外に調査をしておりますから、そういうものをベースにして大体調査団の調査、閉山の資料というものをものとしまして、閉山の見通しを立てて、中小もそれに幾ら

というふうに見込みまして、そしてそのうちで、百万トン以上の三十七年度から三十八年度にずれ込んだのがあるのですが、今度は三十九年度にずれ込むものが幾らか、こういう計算をしまして、その結果四百四十万トン程度の買い上げ予算、これは約五十億でございまして、五十億の金があれば、三十八年度の合理化整備計画というものは、大体調査団の答申の線に沿つた実施ができるのじゃないか、こういう想定を立てて予算をとつたわけでございます。

○岡田(利)委員 いま局長の言われた前提である四百二十万トンの要求というものは、調査団の答申大綱にはないが、おそろく付属資料の中にあると思ふのです。三十七年から三十八年にかけて四百十六万二千トン程度の規模の縮小、いわゆる閉山をするでしよう。これが基礎だと思ふのです。だから四百二十万トン要求した。ところが、買い上げの場合には、三年間の実績で四百二十万トンという数字が出てどうしても上回るわけです。そうすると、保安のものも、自然閉山を加味しても、大体四百二十万トンというのが正しいわけなんです。ですから、調査団の答申した付属資料といふんです、そういうものを基礎にして予算としては四百二十万トンを要求したと思ふのです。これは数字を検討すればそういう数字になるのです。私の検討した結果では、ちょうど四百二十万トンになるわけなんです。ところが一方、石炭局は、予算が通過した途端に六百七十一万トンの近く閉山規模をかけたわけなんです。もちろん、これには保安の買い上げもありまして、あるいは自然閉山もあります。そ

れを除いてもとにかく四百二十万トンより相当上回つておることは間違いないわけなんです。ですから、ここに問題があるのです。それが修正をされて五百五十三万トンに実はなつたわけなんです。ずり込むやうなから、予算上は何とかそれは処理できるかもしれませぬ。そのことを私は目くじらを立てて言うつもりはないのです。ところが、当初の調査団の計画というものが、事スクラップだけに聞しては、繰り上げてスクラップにしなければならぬ。ほかの政策については、おそくやろうとか、少なくやる——出ている法案なんかともそうです。経理規制だつて、全部調査団の説明している内容とは違つている。骨抜きになつておるわけなんです。そういう点は手抜いて、スクラップだけとはにかく先行して来年度分もとにかくやる。これが一番問題なんです。これに伴つて、労働省のほうの予算も、先ほど滝井委員が質問したように、これに合せて雇用計画を出したというのが真相なわけなんです。ですから、私が前の委員会でも、答申大綱に基づく詳細を有沢団長が報告する、こう明確に答弁しているのに、今日に至るまで詳細を答弁していないのはけしからぬと言ふ理由がここにあるのです。一体この資料といふものはいつ出るのか。もうまともなものはいばおかしいですよ。出れば、結局政府は調査団の答申以上に、企業や言うことだけを聞いて、それを受けつけて、とにかく六百七十一万トンの閉山規模を審議会に出したのだということが明らかにになると思ふのです。そして政治的に、九州は二山は第二会社をつくつて百万トン減らす、そして北海道は十

八万トン減らして五百五十三万トンという最終的な審議会としての答申が出た、こうなるわけなんです。これが真相なんです。来年度もこの調子でやられたのでは実際かなわぬわけなんです。資金繰りだつて、先ほどから設備資金の問題がずつと委員会で問題になつておるけれども、非常に資金が枯渇しておる。これもこのような閉山規模の繰り上げをやつて、急激な合理化をすれば、毎年こういうことがつきまとうと思ふのです。ですから私は、大体千二百万トン、前三カ年の平均でいけば、炭政課長が説明したように千五百万トン程度の閉山を四十二年度までにするので、それから、それが来年度に四十二年度分まで繰り上げてやられたらかなわぬです。しかし企業家は、この際つづすものはすみやかにつづす、あとは政府のごやつかいになつて、人はどこかにやつてもらふという事で、早く自立をしたいのですから、当然労働条件もできるだけ下げるといふ方向に集中的にやるわけなんです。この調整をとるのが、私は審議会の任務ではないかと思ふのです。それをチェックできないような審議会であれば、審議会をやめて——それは通産省の考え、通産省のやり方を合法化する単なる隠れみのにしからざるべきです。ほかの審議会ならいさ知らず、人間の問題まで扱うこの審議会は、それでは何も改組強化されたのではなくて、人員と部会だけふやした、それが改組強化だ、こういうことに通ずると思ふのです。こういう点についていかがですか。

○中野政府委員 調査団の調査当時の資料からいまして、いろいろな面で情勢が幾分変わつておるのじゃないか

第二類第四号 石炭対策特別委員會議録第二十三号 昭和三十八年六月十二日

ということば——もちろん経済は生きものでございまして、これは調査団も半年以上もかかって非常に詳細な調査をされたわけでありまして、それにもかかわらず、最近の情勢を見ますと、やはり石炭産業を取り巻く情勢というもののが非常にシビアである。特にこれは一つの大きな原因は、昨年度の経済の調整過程の影響がほかの産業よりも石炭には非常にひどくこたえておるといことが、一番情勢の差があるかと思ひますが、やはりこの整備合理化計画につきましては、四十二年度までの大筋は調査団は出されたわけでありまして、毎年の計画というものは、毎年つくって始末していく、あくまで調査団もそういうお考えでございまして、もちろん、調査団の出された大きな路線を踏みはずすということは、政府としてやりたくございせん。また、やるべきではないと思ひます。その大きい路線には私は合致しておるといふふうに考へております。しかし閉山の規模等が、これはざつと数字を申し上げればすぐわかることですが、三十七年度が大体四百七十万トン、今年が五百五十三万トンですから、合わせて大体一千万トンをオーバーする。先ほど先生がおっしゃったように、千二百万トンの生産減のスクラップというものを買い上げ規模に直せば大体千五百万トンになるわけですから、三分の二近くは三十七、八年度に行なわれる、こういう形になっていくわけでありまして、三十七年度自身についても途中で計画変更をせざるを得なかつたというふうな情勢もあるわけでありまして、これはやはり大きな筋は目標をつけておきながら、その年その年の情勢に合

わけて政府が施策をやっていく、こういうことでなければならぬというふうには私に考へておるわけでありまして、それからなお、調査団の答申は、これは昨年の十月十五日に、御承知のように、答申大綱というものが出たわけでありまして、これが正式な答申として内閣総理大臣に出され、それを内閣として受理をして、その後十二月二十九日に政策大綱をきめて、予算をつくり、法律もつくって御審議願つておるわけでありまして、その意味で、調査団はすでに昨年の年末に解散しておるわけでありまして、今後この大綱についての細論が調査団から提出されれば、これは答申大綱の付属資料として受理をするつもりでおるわけでございます。

○岡田(利)委員 有沢団長が、私が、答申大綱だから、答申詳細というのか、報告というのか、名前は別として、そういうものを報告するのかわかるといふら、報告します、すみやかに報告しますと答弁をされておるわけですが、それがいまになつても出されてないといふことは、非常にナンセンスだと思ふのです。そういうものがなくて、国会だけで十の石炭関係法案が特別委員会に出されておるわけですが、この法案の審議が終わつてから出したって、意味がないですよ。団長が出すというのに、通産大臣が付属資料でいいと言ふ権限があるのですか。団長は報告しますとわれわれにはつきり答弁して、今度の調査団の性格からして、それに対して通産大臣が付属資料でいいですよと言ふ権限があるのですか。

○福田(利)委員 これは局長からも申し上げておるのですが、われわれとし

ては答申大綱を受理いたしました、その後何をしなさい、かをしなさいという筋のものではないので、向こうのほうから出してくれば受け取るということでございます。出してはいけませんと言つたこともなければ、そういうことは一切触れておりません。

○岡田(利)委員 触れる権限がないのですから、触れないのはあたりまえだと思ふ。通産大臣が任命したわけでもないし、委嘱したのでもなく、内閣直属の権威ある調査団ですから、これに出せとか出すなとか言う権限はないですよ。そうすると、有沢団長が国会証言でうそを言つたということになるのですが、細論、再報告は出します、できれば年内、おそくても来年の初めに報告しますと、私の第一問に答えておるのです。有沢団長はそれまでやらないで、団の方は解散してしまつて、あとは野となれ山となれ、こういう理解になるのですが、そういうことにならぬでしょうか。団長が国会で言つたことをやらぬのですから——しかも、できれば年内おそくとも一月の初めごろには、答申詳細になるか、付属資料になるか、大綱資料になるかどうかは別にして、正式にもちろん出しませう、その責任はありますと明確に国会で証言されておるのですが、この点はどうですか。

○中野(利)委員 私も昨年のあれで有沢先生がそういう意味合いのことを、時期までは言われなかつたと思ひますが、細論というのか、そういうものはまああつたように記憶しております。また、調査団はすでに解散されておりますが、その当時の資料もございまして、

で、それを整理して出したいということとで努力しておられるようでありますので、そのうちに出てくるんじゃないかと、そういうふうに私は期待をしております。

○岡田(利)委員 あす、団員である稲葉氏が当委員会に来るわけですが、これは団として、団長がそう言つておる。とにかく、解散した団がさらに資料を出すなんておかし。何で出すのですか。調査団の団長が言つたと言つておるのですから、調査団の責任で出さなければいかぬのですが、解散してしまつた、どうするのですか。個人で出すのですか。これは明らかに国会証言を愚弄した、単に通産省で適当にやつた——適当にやつたということが語弊があれば、それはあまりこまかいものを出されたんでは問題だから、そういうものはちょっと出せません、だからそれは付属資料ではなくして、あくまでも事務的なものにとどめておきたいといふことじゃないかと私は思ふのです。交渉に差しかえるから、これはまあ参考資料というのか、ほんとうに事務的な書類としておく。だから大綱に付属する積算基礎というものは、正式に答申に付属して公表しないのだ、出さないのだといふことじゃないかと思ふのです。この点どこかでけじめをつけなければいかぬ。けじめがないとすれば、あの大綱に基づいた積算基礎を調べた内容、資料というものはいつ公表していただけるのですか。聞けばまだできない。いつできるかというのと、まだだいぶかかるということですか。もう調査団発足以来一年こえるのですよ。これはどうしたらいいのですか。

○福田(利)委員 このことは私からど

うするということを申し上げられないことは、岡田さんもよくわかつていて言うていられるのですから……。

○岡田(利)委員 催促することはいいいしよ。

○福田(利)委員 だけれども、私がやつたわけでもないし、私がやらしたわけでもないのです。これは私の仄聞しておるところで、これは直接関係はいたしません、何か出すように努力をしておられるというお話は聞いておりますが、しかし、こちらから出せと言つたわけにはいかぬし、出すなというわけにもいきませんし、あなたの御意見は承らしていただいておられますけれども、これ以上申し上げるわけにもいまいかと思ひます。

○岡田(利)委員 しかし、そういう点について事務関係の担当は通産省ですよ。総理大臣が任命したけれども、そういう事務関係は主として通産省が担当する。総理もこう私に説明している。だからその点については、やはり責任があるわけですが、いつまでも出さないものを出せと言ふことはあたりまえです。整理しなければいけないところがある反面、合理化審議会に出している資料を見ると、必ず調査団見通しというのがついておる。今度の審議会の資料も、調査団見通し、違ひというものが出されて、そして事業規模がきまる、今年度の生産規模がきまる、いわゆる今年度のスクラップ規模が審議されているのですよ。そうするとこれは、見通しというのが出てくるのだから、出ていないというのはおかしい。ないとするならば、わざわざ権威ある審議会に調査団見通しというのを出すのがおかし。それを明確に調査

困見通しとして出しているのですから、これはやはり手元になければ、どうして通産省が責任を持ってあの審議会に調査団見通しを出せませうか。これは出しているのですよ。私も通産省からもらったやつに調査団見通し、それに伴う最近の食い違いとか、全部比較して出しているのです。それが無いというのはおかしいと思うのです。

○中野政府委員 いや、関係の資料がないということは申し上げてないので。それからまた大臣もいまおっしゃったように、これは旧調査団のメンバーということになります。もちろんそういう詳細な資料を出すときには、有沢団長の御了解なり何なりを得て、これは実際どなたが取りまとめをやられるかわかりませんが、了解を得てお出しになるものだというふうには解釈しております。そうすればわれわれは受理をする、こういうことです。

それからいま、審議会に調査団の資料というものが出しているじゃないかということ、これは御承知のように、審議会のメンバーは調査団の当時のメンバーが全部なっております。やはり三十八年度の見通し、これは時期の問題のときに出したと思えます。調査団当時で見た見字というふうなものをご参考にならない、よくわからぬ。だからそういうものを出せというおことばがありまして、われわれのほうとしては出したわけでありませう。その意味では何も隠してするようなつもりはないので、審議会には出してありますから、そういうように御了解をお願いしたいと思います。

○岡田(利)委員 私は、公表できないものではなくていいのです。公表できるものはする。特に個別には、現に生きている山ですから、それが全部さらりと出されたら、銀行が金を貸さぬということも常識的にはわかる。だからこれは、全部けじめをつけなければならぬ、いつかそのうちに出すところから、これは審議会には出てくるのですから、やはり事務を担当する通産省としては、きちんとけじめをつける必要があると思えます。

有沢団長が言っているように、昭和四十二年度には炭鉱労働者は十二万台になります。大体十二万五、六千人、台というの五、六千人のことを言うのでしょうが、いまの情勢からすると、おそらく昭和四十年に十二万台になるかもいれない。へたをする、二年早まってなりませう。それだけ合理化化基本計画だけを考えていくと、どうしてもそれぞれの企業の申請に基づいて、通産省としてはこれはやらざるを得ないのですね。そうなってきたと、これはとても雇用計画は立たぬし、来年あたりどうなるだろうかという心配が当然出てくると思うのです。特に今年度に限っては、これは結局は三井対策です。三井をどうするかという問題です。たとえば田川というの今年度やめる計画ではないでしょう。それをとりやめて第二会社にするわけです。これは三井が極端に企業内容が悪いから、三井対策として普通一般に考えられない線が打ち出されてきたのが、今年度の審議会だと思えます。実際はあまりにも三井の企業とほかの企業との格差がひどいものだから、三

井を自立させるためにはやむを得ぬ。しかし一般的な見ると、これはどうも当初の計画からいって問題がある。だからそういう論法でいくと、企業が悪くなれば、そこは集中的に会社の企業合理化の手助けをする。そのことをただ通産省は審議会にかけるということになったのでは、権威ある改組強化をする審議会でなく、また炭鉱労働者、一般の人たちが審議会にすべて望みを託したその期待が、全然裏切られてくるわけですね。ここに審議会自身の性格として問題があると思うのです。審議会はむしろ通産省の出されたものを審議するというだけではなくて、政府に対して、こういうことができればこうなるというふうな意見が出てくるように、審議会というものは運用されなければならぬと思うのです。これはもう生殺与奪の権を、四十二年度まで、少なくともすべて審議会が握るわけですから、この性格が非常に大事であると思えます。この点今年度審議会が開かれて審議されたような、改組強化された審議会に一切のものを託するといふ、そういう審議会がいいのかどうか。この点通産省としては、われわれの考えておいた審議会はこれでいいんだというお考えですか。

○中野政府委員 ちょっと御意見が違つかもありませんが、私が実際に自分でやっております、通産省にいろいろ審議会がございまして、その審議会の中で石炭鉱業審議会ほど実質的に内容の審議をやり、また通産省のほうは、その審議会の事務当局というか、下請というか、資料を提出するというふうなことで、ほとんど実質的な審議をしていただきますし、また各先生方も、

たとえば需要確保等の問題についてもやはり関係業界——もちろん審議会のメンバーにはいろいろ有力な方になっていただいておりますが、そういうところで相当自主的な審議、折衝が行なわれておるわけでございます。これは先般開かれた資金部会においても、その前の合理化部会、雇用部会、またその前に開かれた需給部会においてもそういうことでございませう。また特別の調査団が重要視した合理化計画あるいは再就職計画等その後のトレース、需給問題についても同様でございますが、そういう点も非常にきつ

く言われておるわけでございます。この間開かれた合理化部会におきましても、通産省のほうは六百七十一万トンという事務当局の原案を一応提出をして詳細に説明したわけでありませうが、その間において、二日間わたって相当実質的な審議が行なわれて、その結果五百五十三万トンのスクラップ計画が妥当である、こういう答申を受けたわけでございます。その答申を受けた通産大臣がこれをきめたということでございます。この点については、そういうことを申し上げるといかにぬのすが、石炭鉱業審議会でも、今度の審議会の動きというものが初めて自主的な——いままではいつも役所のほうの出した案をぐじぐじ質問してそれで終わりのようなことであつたのですが、そうでなかつたというおほめのおことばを某労働界出身の委員からいただいたというふうなこともござい

まして、われわれとしては審議会の活動に非常に期待もしております。関係の業界も、あるいは労働者の代表の方も、そういうふうな運営になつて

いつているので、これはぜひそういう運用を今後とも続けていってほしいんじゃないかというふうな感じを私は持っております。

○岡田(利)委員 生産規模の問題とも一つ、原案というのには通産省がみな出されておるわけですね。大体国会なり政府でとにかくれだけ問題になつて、五千五百万トンは需要確保をするというのに、通産省は五千四百五十万トンの原案を出したわけでしょう。五千五百万トンは絶対に確保するのだ、もし確保できない場合には政府の施策が伴うということであれだけ言明されておるでしょう。ところが原案は五千四百五十万トン、何ら意見も出てきていない。通産大臣は国会であれだけ明確に、ぜひ当初は決つたけれども、最終的には、絶対に五千五百万トンは確保すると明言をされておるわけですね。それをあなたが諮問する審議会に、わずか五十万トンくらいだからいいだろうというお考えかもしれませうけれども、値切つて五千四百五十万トンと

いふのを出したのはどういうわけですか。しかも、そういう政府の政策が明らかなのに、審議会がそれに対して、議事録を見ると何も言っていないわけですね。五十万トンのくらいだからいいだろうというふうな考えじゃないかと思うのですが、通産大臣はどういうお考えで五十万トン値切つて出したのか。

○福田国務大臣 五十万トン値切つたというわけじゃないのでありまして、いまのところ需要をすなおに見てみると、五千三百万トン前後しかない。五

千五百万トンまでは供給を認めるとい
う程度で、それ以上になっては困る。
そうならば年の半ばごろか、あるいは
年末になって少し力を入れれば五十万
トンくらい出すてしまおう。ところが
今度は五千六百万トンにでもしておい
て、そうして百万トン減らすというこ
とになると、これはまた非常に問題が
起きてくるわけでありませう。そこら
の感じをみて、これはほんとうをい
うと、五千五百万トンの需要は確かにあ
る、貯炭には絶対にならないというよ
うな感じなら、これは五千五百万ト
ンで出したほうがいいと思っておたの
です。あまりオーバーしては困ると思
うものだから、そこら辺は手ごころを
した、と言っておかしくいけれども、そ
れが一番すなおなあり方だと思つて、
そのくらいにして出したのです。ほん
とうはあれは、五千三百万トンで出そ
うじゃないかという意見もずいぶん
あったが、私はそれに反対したわけ
です。そんなばかなことがあるか、五千
三百万トンということにしておくと、
からそれで出すということにしてお
くと、それじゃ九月、十月ごろにな
つて、やはり需要がないということ
やせないという事情が起きたときに、
手違いやいろいろの問題が起きる、そ
れ自体が労働者の収入等にも影響しな
いとはいえない、歩増し、奨励金とい
うようなものの関係等を考えてみて
も、そういうことも起きる、だからな
るべくそれに近い数字、しかしそれを
オーバーしない数字、こういう感触で
出したわけでありませう。

○岡田(利)委員 私もそうだろうと思
うのです。近いから、五十万トンくら
いだから見のがしてくるだろうとい
うような気持ちで——いろいろ検討も
し、努力もされたんでしようけれども、
そういう感じがあるのじゃないかと思
うのです。しかし本委員会に出されて
おる法案を検討すると、四十万トンが
確保できない、だから五千四百五十万
トンなんだ。一方で五千五百万トンを削
る法案も出しておるのじゃないです
か。これはどういふわけですか。ポイ
ラー規制法も延長はしたが、改正して
いるでしょう。伝熱面積で五十平米を
百平米にしているでしょう。明らかに
五十万トン違いますよ。これは五千
五百万トン確保できるわけですか。五
千四百五十万トン確保できるのだから、
あとの五十万トンはできるわけです。
それをこえていぬに五十万トン程度
の需要減の法案を出しておるわけ
です。これは理屈に合わないじゃない
ですか。

○福田国務大臣 それは、いまあなた
がおっしゃるとおりだと、五千三百五
十万トンということになるだけだ
と。五千五百万トンにはなりません。た
えばいまあなたがおっしゃったとお
りだと、われわれがいま考えてお
るの五千三百万トンくらいしかなく
て、五千五百万トンだと貯炭が二百
トンふえるのじゃないかということが
あるわけですか。それはあつても何と
かしないでいかぬじゃないか、それは
政府としても何かめんどろを見てい
こう、こういう感じを持っているから五
千四百五十万トンという数字が出て
たのです。でありますから、ポイラー
規制法であたのおっしゃる五十万ト
ン、それが減らないものだと、五
千三百五十万トンにしかならない。し

かしわれわれとしては、五千五百万ト
ンと書いておるから、五千五百万ト
ン前後は掘ってもらおう、掘つて実際
に需要がそれについていかなかったと
きは、われわれとしても何か考えよう、こ
ういふ気持ちで五千四百五十万ト
ン、これを五千五百万トンにしておく
と、去年みたいに年度の後半でもって
減らさなければならぬというふうな事
態も起きるということから、かえつて
混乱を起こすおそれがありますので、
ちよつと控え目にした、こういうこ
ろであります。

○岡田(利)委員 当初の見込みが五千
三百万トンであろうと、とにかく貯炭その他
を想定しても、政府は五千四百五十
万トンの需要を確保する、それで審議
会にかけて、審議会はそれを了承した
したが、それが通産省の告示にな
つた、こういうことでしょうか。それは大
臣、あたりまえですよ。五千五百万ト
ンとあなたは確約されておるのだから、
少なければ上げるのに努力するの
は当然のことですよ。何か大臣の答弁
を聞いてみると、五千三百万五百万
だけども、ずいぶん努力をして五千
四百五十万トンにしたのだ——あなた
は五千五百万トン確保すると言つてお
るのだから、それはあたりまえです
よ。五十万トンの努力が足りないの
ですよ。その五十万トンを、わざわざ本
委員会にこの法案を出して改正する。
五十平米を百平米にしたことによ
つて、実際数字がなかなかむずかしい
ですが、私の想定では七十万トン
し八十万トン、こう見ておるのです。
それを五十平米を百平米まで上げて需
要の減退するポイラー規制法の改正を
提案している理由がわからぬわけ
です。これは大臣、あなたもあれだけ明
快に答弁されたのですよ。少なくとも
本年度は五千五百万トンの需要を確保
するのがあなたの任務ですよ。これは
修正されますか。この点については十分
検討して話し合ひをしてもいいの
じゃないかと思つて、いかがですか。

○中野政府委員 先ほど岡田先生の
おっしゃった御質問で、五千四百五十
万トンというのは審議会の需給部会
で決定した数字で、通産大臣の告示
のほうは、生産ベースは五千五百万
トンでございます。ですから、表に出
ておるのはあくまで五千五百万ト
ンです。それから、表に出てお
るの五千四百五十万トンという数字
は、相当審議会で問題があつて、
通産省もいろいろ苦心してつくつた数字
なんです、これでは足りないじゃ
ないか、少なくとも五千五百万ト
ンに持つていくべきである、こういう
議論は、議事録にどういふふうにか
つて、議論を見なければわかりま
せんが、相当議論があつて、やはり政
府としては努力する、さらに五十万
トンを何度か言つておられます。また、その
つもりで、決して五千四百五十万
トンで満足しているわけではございませ
ん。そのことはひとつ御了承願ひ
したいと思います。

○岡田(利)委員 なるほど、告示は五
千五百万トンになっております。た
だ問題は、石炭生産で、一般炭で五千
九百カローリですよ。カローリは出
ていない。五千五百出るのです。これは
わからぬのです。調査団のあれで
すか、われわれに約束したカローリと同
じですか。

は確かに生産制限の会議で一応割り当てをきめています。中小はもうつかまえて得ないのです。通産省でもつかまえていでしょう。つかまえますか、中小の場合。

○中野政府委員 従来は大手だけ生産制限をやつて、中小のほうには石炭鉱業連合会がございまして協力を求めるといふ形でおつたのですが、今度はだいたい情勢が変わりまして、中小の連中も相当真剣になつて、大手のほうでどういふふうにするに五千五百万トン・ベースに合わせるのなら、われわれのほうも良心的にやります。石炭鉱業連合会のメンバーに入つていない連中がおりますから、そういうところまで統制は及びませんが、地区別に数畝を展開しまして、過去の実績に対して三割減、約二十万トンの削減ということで、今度は相当やはり情勢が変わつてまいりましたので、真剣に考えてやつてまいりましたから、真剣に考え果はあがるのじゃないかというふうに期待をいたしております。

○岡田(利)委員 ボイラー規制法が運用されてきてから、当初のボイラー規制法の運用と、ここ二、三年の傾向のボイラー規制法の運用とは、ずいぶん変わつてきているのではないかと私は思ふ。かつてこの法案が再度延長されたときに、通産大臣は、現在の池田総理ですが、その延長趣旨について商工委員会会でいろいろ説明しておる。その議事録を私は持っているのですが、池田さんの言っていることをずっと読んでみますと、火力発電でも重油専焼なんというの例外中の例外です、こういう明確な答弁をしている。ですから決して御心配なく、こういうことをずい

ぶん具体的に明確に言っているわけですから。ところが三十五年からいよいよ重油専焼火力発電が許可されて、三十五年が九件、三十六年が十八件、三十七年が十五件、もちろん経済の成長もありませんけれども、急速にこれは伸びてきていくわけですね。今日もはや火力発電所というのは、油をたくのが常識になつてきているというのが現状なんです。ところがこれだけならまだまんできるところですが、精密調整、更新、あと排熱ガスとか、可燃性ガス、それから廃油混用、これは別にして、更新、精密調整、移設、そういう面も同様に、三十五年を契機にして急速に容量が大きくなつてふえてきている。これは明らかに昭和三十八年度の十月でボイラー規制法が切れる。だから、いま設備投資をしてボイラーをつくつても、完成するのは大体ボイラー規制法が切れてからだ。また一応延長しないという前提が当時あったものですから、これはボイラー規制法がなくなるあとにできるものならばいいんじゃないか、こういう傾向に拍車をかけているのが池田さんの高度経済成長、これが拍車をかけてこの法案は実質的に骨抜きにされてきたというのが経過ではないかと私は思ふ。大臣はどのように理解になりますか。

○福田国務大臣 だんだんボイラーが大型のものになつてきているということは、先ほど申されたように、経済事情その他いろいろ関係があると思つております。

○岡田(利)委員 大型になつてきてもそうなんです、私は一つの例をあげて大臣にお聞きしたいと思ふ。大臣は自分の権限を法律によつて通商産業局

長に、この重油ボイラーの設置許可の権限を、省令の定めるところによつて与えているわけですね。各通産局長があなたの権限の委譲を受けて、政令の定める基準に従つてやられているわけですね。これは大臣にお聞きしたいのですが、これは石炭でなければだめです。重油ボイラーは許可しません、こう正式に言ったわけですね。ところがそれを聞かないで、そういう決定をしたのかかわらず聞かないで、一方会社のほうではかつてに重油ボイラーをつくつてしまつた。これは重油ボイラーができたんですからしょうがありません、ですから許可されなかつたけれども、許可して、あとから許可を変更してもいい、実績をつくられて、しぶしぶ通産局長がこれに許可を与えるというふうなことがあれば、私はこの法案なんというのの意味をなさないと思ふのです。一度許可したものが、既定事実をつくられてこの許可を要えなければならぬというところは、実際問題としてはあり得ないと思ふ。そういうことがあり得てもこれはいいものでしょうか。私はあり得ないのがほんとうであつて、そういうことをやつたものには罰則を当然適用さすべきかと思ふのです。それが法の運用のほんとうの態度ではないでしょうか、この点についてはどうでしょうか。

○福田国務大臣 そういう事情があるとして、それは好ましくないことであらうとすれば好ましくないからとてありまして、やはり法は厳正に守られなければならぬと思つております。法は厳正に守らるべき筋合ひのものだと思つております。

○岡田(利)委員 前に私もこのボイラー規制法の問題でいろいろ質問した

のですが、法は厳正に守らねばならぬという答弁をいただいたわけですね。法は厳正に守らなければならぬわけですよ。しかし、これは許可の問題ですよ。許可しないと出した以上、最後まで許可しないのがあたりまえではないですか。それを許可と違つたことをやれば、当然これは罰則を適用しなければならぬのではないかと思います。一度通産省が許可しませんと言つたのに、既定事実をつくられてから許可するということがあり得るのですか、あつていいのですか。

○中野政府委員 ちょっと私から御説明申し上げますが、御指摘のようなケースがあつたといつたすれば、たとえばこの省令で、先ほど岡田先生が言われました精密調整で、要するに温度とか蒸気のぐあいが、その構造の特質から精密に調整を要するような施設であつて、このために重油ボイラーでないと、石炭ボイラーではどうしてもうまくいかない。これはボイラーから発生する蒸気がきわめて精密に圧力なり温度あるいは量を調節し、または急激にボイラーの負荷を変動させる必要があるという場合にこれは許可できるといふことになつておりました。そういう点で、役所側の見解とそれから会社側の見解が食い違つておつて、われわれのほうはむしろ行政指導によつていろいろ調査をして、この構造の特性であるところのその程度の精密調整なら、石炭でいけるんじゃないかという行政指導をしたわけでありまして、会社側からいうと、どうしてもこれはやはり例外措置の規定で許可してもらつて、重油専焼ボイラーでないとやれない、こういうことで調整に時間が長くかつ

て、結局、役所側としては、これはやはり例外措置に該当するという認定をして許可をしたというケースじゃないかと思ふのであります。そういう点につきましても、たとえば特に産炭地等については、われわれとしては従来からそういう行政指導をしておられるわけでありまして、やはり産炭地については石炭の値段も安いわけですから、油と比較してそんなに変わりはないというふうな事情もありませんから、技術的に、いま言つたように、どうしても重油でなければだめだということが非常に明白な場合はやむを得ませんが、そうでない場合はできるだけ石炭ボイラーでやつていただくように、従来から行政指導でこういう措置をやつておるわけでございます。

○岡田(利)委員 それは局とか通産省は、科学とか技術に弱いわけですね。言うならば、しるうとなつておる。そうすると、申請するほうは精密調整であるということばかり説明するわけですね。聞くほうはわからぬから、ああそうですかということになる。これが許可の実態なんですよ。ところが一方、大学の技術関係に意見を聞くと、それは別に会社が言つていく程度のものではなく、石炭ボイラーでけっこうです。こういう意見が出てくるんです。許可する場合に、ここが問題なんです。私がいまはつきり名前を言わなかつたのは、考え方をただしたかつたから言わなかつたのですが、これは北海道の日本製糖の事件なんです。当初重油ボイラーの設置許可願が出たが、これを却下した。許可しないで、石炭ボイラーということに正式決定をしたわけですね。ところがずっと組み立

て、結局、役所側としては、これはやはり例外措置に該当するという認定をして許可をしたというケースじゃないかと思ふのであります。そういう点につきましても、たとえば特に産炭地等については、われわれとしては従来からそういう行政指導をしておられるわけでありまして、やはり産炭地については石炭の値段も安いわけですから、油と比較してそんなに変わりはないというふうな事情もありませんから、技術的に、いま言つたように、どうしても重油でなければだめだということが非常に明白な場合はやむを得ませんが、そうでない場合はできるだけ石炭ボイラーでやつていただくように、従来から行政指導でこういう措置をやつておるわけでございます。

てをして、一番最後の機械の装置の認可を持ってきたときに、それは重油ポイラーであった。あとは石炭ポイラーとみな同じですから、一番最後に持ってきて、これは重油ポイラーです、これはもう発注してでき上がってきま

す。私はこれが非常に問題だと思つておる。大臣は真偽のほどはごまで知っておるか知りませんが、そういうケースがあつてはならないということは、私と大臣は意見が一致するのじゃないでしょうか。

○福田国務大臣 全くそのとおりでございます。

○岡田(利)委員 そうすると、これがあつたとすると、これを許可した通産局長というのは責任問題ですよ。私がいま申し上げたとおりの事実で許可したとすれば、通産局長は責任問題です。取り消しても、すでに稼働しておるのですからね。はずすわけにまいらない。そういたしますと、初めにあなたの権限を受けて、許可しないと

おつたにかかわらず、既定事実をつくり上げられて許可したということになれば、責任問題です。これは北海道議会においても問題になって、議事録があります。ですから、この問題は明らかに立証できるので。この場合に、この法を今後厳正に運用するためにも、通産大臣は何らかの措置をとりますか。

○福田国務大臣 私、何も責任をのたれようとして申し上げるのではありませんが、過去にどういふことがあつたかどうか実情をつまびらかにしておられません。今後の問題としては、そういうことはないうちにいたしたいと思つております。

○岡田(利)委員 私もあり過去にこだわつてどうのこの責める気持ちはない。しかし私は、それだけの立証できる資料なら整えることも可能です。そういうことでこの法が運用されてはかなわぬ。まして政府は延長すると

態度をきめたのですから、厳正にこれをやつてもらわなければならぬわけですね。したがって通産大臣は、今年度十月に切れるという予定のものが、石炭対策のためにさらに延長されるのですから、あらためてあなたの権限を委譲する各通産局長には、この法を延長した政府の趣旨、それから法の運用についてやはり通牒か何か出すべきだと思います。それは単に、今度延長したからというのではないんですよ。そういう例があるから、厳正にこの法が運用されるように——精密調整というところが多くなるのですから、精密調整というのはほくもわからぬが、局長もわからぬのですから、そういう点は十分慎重に配慮して、意見を聞いてやらなければ、これは一角がくずればみなくずれていきますよ。だからそういう点についてあらためて——もちろん局長会議もあるのですから、そういう説明もできるでしょうが、その面の適切な措置をとっていただきたいと思つておる。よろしいですか。

○福田国務大臣 仰せのとおり措置いたしたいと思つております。

○岡田(利)委員 そこで先ほどの、中小企業対策のために五十平米の伝熱面積を百平米まで上げる、こういうことになつたわけですね。私はこの法律はそのまま延長されることを期待しておりましたし、大体いままでの国会の討議の過程から見れば、ポイラー規制法の延長というものが、すんなり与野党の間でも理解されておつたと思う。ところが法案となつて出されてきたのは、中小企業の場合にこれは百平米まで上げる。私どもは七十万トンないし八十万トンの需要減になると一応の想定を

いたしておるわけですが、この点についてはどういふ根拠なのか。揚げ地においては、単価は千二百円下げておるのですから、産炭地の場合、へたをするで重油を使うという面も出てくるわけですね。しかし今度の法案は別に、産炭地だとか産炭地でないとか、これまた区別はしていないわけですよ。とにかく全国一律に百平米の伝熱面積まで引き上げる、こういう考え方で出されてきておるわけですね。私は逆にいうと手元に資料があるのですが、これは一昨年の実績ですが、四十から百の間、これは大体新設で千五百件、廃止が五百三十六件、現存が八百七十二件。しかし、四十平米以下が圧倒的に多いのです。現存が二万四千二十四件あるわけですね。もちろんこれは、ある程度許可基準で押えられておつたか、こういう数字が出てくると思うのです。ところが一方百平米以上になると三千三十三件、それから二百平米から三百平米までが七百六十四件、三百平米から五百平米の間が五百八十八件、五百平米以上が二百八十一件、非常に少ないのです。そうすると、従来の運用が非常に緩慢であつたという面に比べても、実質的にこの法案というものは半分用をなさぬことになるので、私はこの数字、実績から見て、そう思うのです。だからポイラー規制法の延長は、その効果は当初の半分より及ばない、こう言つても過言ではないと思つておるのです。そして一方においては、五千三百五十万トンよりないやつを五千四百五十万トンまで上げてやつたのだが、五千五百万トンの需要確保はまだ遠しということ、矛盾だと思つておるのです。この点は一考を要すべ

き問題ではないか。私は特に委員長にもこの点十分数字を検討して、再考願いたいと思つておるわけですね。ですから、やはり現時点では、昭和四十二年、石炭が自立するまでなんですか、これは従来のポイラー規制法をそのまま延長すべきだ、こういう見解を持つておるわけですね。実績がそうなんです。大臣いかがですか。

○福田国務大臣 石炭に対する対策というものは、実は例外的な措置でございまして、これはあなたもおわかりだと思つておる。中小企業対策というの、これは与野党を通じてやらなければならぬ問題であると思つておる。ポイラーの問題をあまりきびしくいたしますと、いわゆる中小企業の合理化あるいはその他の、いわゆる投資効果を上げていく意味においてどうもうまくいかなぬような事情もありまして、それらを勘案して——いづれも政治であります。どちらのほうを助けるか、どちらのほうにウェイトを置くかということ、これは私は政治の問題だと思つておる。利害というものはいつでも、相反する場合があります。その利害をどこで調和するかということ、政治はやらなければいけません。今度の場合に百平米というところまで上げたのは、その調和はこら辺が適当であらうということであつたわけでありまして。

な、重油ポイラー規制法はそのまま延長すると言つたことは、私は一度もございせん。延長するということ、申し上げたが、それはどういふ形においてやるかは、慎重に研究させておるのだとございまして、当初からそ

う問題ではないか。私は特に委員長にもこの点十分数字を検討して、再考願いたいと思つておるわけですね。ですから、やはり現時点では、昭和四十二年、石炭が自立するまでなんですか、これは従来のポイラー規制法をそのまま延長すべきだ、こういう見解を持つておるわけですね。実績がそうなんです。大臣いかがですか。

のままというようなことは申し上げておらなかつたつもりでございます。

○岡田(利)委員

しかし、重油ボイラー規制法の数字の実態を知れば、そのまま延長するか、やめるかなんてすよ。それをみみつちく五十平米を百平米まで上げるといふこと自体が、私はどうも理解ができません。確かに抽象的に言われれば、いま大臣が言うようになる。具体的に内容を検討してみますと、これが影響を及ぼす中小企業の燃料費の比率というものは一体どうか。これは微々たるものですよ。一%から二%じゃないですか。一%から二%がどんなにたいへんなんですか。しかもこの比率は、石炭だけじゃないのですよ。油、石炭、電気、全部入っています。ですから、この比率が石炭を使うことによつて、ボイラーに石炭を使うというだけによつて、私はそんなに重大な影響を及ぼすものじゃないと思うのです。この数字を検討してみても、燃料費といふことはいつでもいふん問題ではないのですが、しかしそう重大な問題ではないのです。たとえば関西電力で三百万トンの石炭をたいても、それはわずかに何銭か何厘ですよ。非常に微々たるものなんです。水力から何から一切なものと、微々たるものになるのですよ。ですから観念的に、抽象的にとらまえても、実際のわがようになりますけれども、実際のわが国の燃料費、国際的な比較、こういうものからずつと検討してみると、ほかの国でも石炭対策には膨大な予算を支出してやっておるわけです。五千五百万トンの需要が確保できないという中では、せめて従来の保護立法措置といふものはそのまま踏襲する。しかしな

がら、そういうものを變更して、通産大臣が五千五百万トンの需要は容易にできるのだ、私にまかせてくれというなら別です。ところが問題なんですね。一方ではできない、一方では上げなければならぬ。ところが燃料比率というものは、そう膨大なものではない。国際的に見ても、そう大した問題ではないわけですよ。それはボイラーですか、若干の努力によつてカバーできる問題であるわけなんです。ですから私はそういう意味において、自家火力発電以外に、さらに蒸気をほかの精密調整、たとえば食品加工等に使用される場合と違って、きわめて小さいボイラーなんです。それが重大な影響を及ぼすという大臣の理解自体が、数字やあるいは燃料比率その他ずつと実績を調べてみますと、そう当たっていないと思うのです。ただ感觸としては、非常に反対が強いことを私は理解しています。また、こういう法律自体廃止をせよという強い、ある方面からの要請があることも承知しておられます。しかし大臣が、どうしても五千五百万トンの需要は確保できまうと言ふなら別ですが、それがまだほど遠い状態では、いままでの保護措置は四十二年度まで延長するというのが、当然の考えだと思つて、二者択一、いずれかだと思つて、どうですか。

○福田国務大臣

それは、私はあなたとちよつと意見が違います。たとえばいま労働賃金を一円下げたつて、何も響かない、マッチ一つに及ばない。しかし一円下げるのも、下げるということはたいへんなことなんです。やはり重油ボイラー規制法というものを置いておく、それを百平米まで上げたとい

うことは、確かに影響はあると思ひます。影響はあるけれども、全部なくしてしまふということは、石炭をつくつておる人々に与える影響というものは非常に大きいと思ひます。やはり政治というものは、現実の面における数字も大事でありますし、一方においては、そんなものは撤廃してしまふという意見があるにかかわらず、政府としては石炭のために使つてもらうのだという気持ちをおこすというものは大きな政治であつて、これはちよつと岡田さんのおことばとも思はないので、そんなものは二者択一でやめるかやめないかだ、こんなものを出さうかやめ

○岡田(利)委員

私も欲ばりだから、重油ボイラーの延長も必要だし、それ以外の政策も必要だ、こう思は思つておるわけですよ。ただ、オールドボックスに考へるなら、大臣が言うようなそういう趣旨であるなら、それは全部廃止して、それにかわる需要をつくれればいいわけですよ。簡単に言えば、何もボイラー規制法を延長しなくても、百五十万トンの石炭が消費できるものをつくれれば、これは要らぬわけですよ。ただ問題は、たとえばそういう百五十万トンの燃料をつくるにしても、それは実際は三年かかるのです。三年間もかかりませんから、いま緊急の問題としては間に合はぬわけですよ。ボイラー規制法の延長というものは、これは延長すれば今年度、来年度、この需要は確保されるわけです。そこに問題があるのです。ですから、この重油ボイラー規制法を延長しないならば、それにかわる措置をとらなければならぬという問題になつてくると思つておるわけですよ。いまここを百平米に上げるというものは、五十から百の間が急速に重油ボイラーに転換されるということですよ。この数は、私は相当な件数に上ると思つておるのです。四十平米以下で二万件以上に上る件数が登録されておるのです。実績として出しておるのです。ですから、これは万

件以上のものが急速に出てくると思つておるのです。このことは案外私は、来年度の需要想定の場合に問題になつてくるんじゃないか、こういう気持ちで非常に強いわけですよ。日本の企業といふのは、こういう法律が緩和されると、金

○中野政府委員

ちよつと、数字のことでございまして私が申し上げますと、一応通産省として算定をしております数字を申し上げますと、伝熱面積が五十平方メートルから百平方メートルの産業用ボイラー、これがどれくらい消費しておるか申し上げますと、伝熱面積五十平方メートル以上の全体のボイラーに石炭を使用しておる数字は、三十六年度で一千八百万トン、そのうちで五十から百平方メートルのものが三百八十万トンであります。それから、そのうちのいわゆる暖房用、これは今度緩和しております。産業用だけでございまして、これが約九十万トン、そうすると三百八十万トンから九

十万トン引きますと、二百九十万トン

○中野政府委員

利や設備投資の減価償却等を考えないで、すぐ新しいものを設置をするという癖があるのです。これは通産大臣としても気をつけられたほうがいいと思つておるわけですよ。そういう傾向がヨーロッパに比べて強いのです。ですから、案外ばかにならない数字になつて出てくるのではないかと、こういう懸念がするわけですよ。

そこで大臣の認識でお伺いしたいのは、あなたは、百平米に上げて、産炭地の場合は石炭が安いから、油に切りかえるボイラーというものはないと考へられておるのですか。これは一般的に基準を上げるのですから、産炭地というのは区別されていらないのです。そうすると、産炭地はとにかく石炭は安いので、それは簡単に重油ボイラーに切りかえるところは、石炭は従来同様にたたくだろう、こういう期待なんですか、そういう認識でしようか。

ということになりまして、そのうちで産炭地については大体二割程度というふうに見ておまして、五十八万トン、その程度はこれは将来転換しないとは言えませんが、大体いまの炭の値段と油の値段の關係からいえば、しいて転換をしないのじゃないかというふうに見ておられます。というのは、大部分が中小企業者等でございますので、特に油を使ったほうが非常に有利であるという場合でなければ、転換しないのじゃないか。そうしますと、二百三十万トンというものが転換の対象になるというふうに見ておまして、これは大体十年ぐらいでボイラーの寿命がきて転換をするということになるわけでありまして、そうすると二十三万トン程度が毎年減る。ただこれは緩和した年には、ある程度それを繰り上げて転換をするということも考えられますので、これ以上の数字になるというふうに考えておられます。したがってその意味で、いま岡田先生が言われたように、影響は相当あるのではないかと、うことはごもっともでございますが、しかし百平方メートル以上のもので七割程度の石炭使用量がありますので、これをひとつがっちり押えるというところが、政策としては大事ではないか。

もう一つ、先ほど燃料費というものが大体一割か二割ではないかというお話がございましたが、通産省の調べによりますと、いまの五十から百平方メートルで一番困っておるのは、たとえば京都あたりの染色整理、これが揚げ地で、非常に石炭生産地が遠いというところで、石炭もある程度高い。油よりも相当高いのでございますが、こういう業種がいわば典型的であります。

〔有田委員長代理退席、蔵内委員 長代理着席〕

この染色整理が六・八割、これは燃料費の製品出荷額に対する割合でございます。紙が五・三八割、それから窯業關係にいきますと一・五割というふうなことで、こちらのところが一番影響を受ける、しかもわれわれの調査ではそれが全部中小企業者であるというふうなことで、先ほどの大臣の断が下った、こういうふうな考えております。

○岡田(利)委員 滝井委員が来ましたから、私はそろそろやめますけれども、いま説明されたとおり、先ほど私が言いましたのは、労働省で安全衛生規則で把握しておる能力別のボイラーの数、それで私は数字をずつと述べたわけですが、だから百平米以上になると、急速に数としては減るのです。容量は大きいけれども、設置数からいうと、ものすごく数は減るわけです。百平米以下が非常に多いわけです。もちろん五十平米以下はなお多いわけですが、そういう点で相当な影響がある。いま石炭局長が言われたように、確かに燃料費は高いところもあるわけです。いまあなたの言われた点はそうです。それ以外はほとんど一割ないし二割です。あげた三つ程度は、業種別に見ると高いのであって、そうすると案外、この点は基準を定めることによつて、そういう燃料費の高い指定業種をきめるとか、あるいは地域をきめるとか、それで可能ではないか。ですから問題は、五十平米を百平米に上げるのではなくして、その許可する基準の中で指定業種をきめれば——中小企業で燃料費が高く影響のあるものは、指定業

種をきめれば事足りるのじゃないか。それを一律に産炭地であるとうと、地域も業種も問わず、百平米に上げるといふ認識が、いまの石炭政策の現状に合ふのかどうか。私は無理な話をしておるのじゃない。中小企業のそういう実態があれば、それを否定するのではなくして、ここはもう少しゆるゆるするところがあるのじゃないか。せつかく許可基準があるのでしたら、基準の中で業種指定をするとか、地域を考慮するとか、そういう措置がとられれば、きまこまやかな、しかも実態に即応した石油ボイラー規制法の延長ということになるのじゃないか。何も本文を変更しなくてもいいのじゃないか、あるいは本文をこうするならば、基準のほうで変えて、いま私が申し上げた趣旨を生かすとか、いずれかを私は、この法案の審議にあたって結論づけるべきだ、こう思うのですが、そういう実態は説明されればされるほど、その実態を私は無視をするのではないという立場で、この点については当然、法案でいくか基準でいくかは別にして、本委員会でも研究しなければならぬし、政府当局として五千五百万トンの需要が確保されない段階では、もう少しきめこまやかに検討すべきじゃないか、こう考えるのですが通産大臣いかがですか。

○福田国務大臣 お説のような方法もあつたと思います。われわれとして、このやり方でやるのがいい、こういうことでございまして、あなたの御意見が悪いという意味でお答えをいたしておるのではありません。われわれとしては、これでやらしていただきたいとおるわけでございます。

○岡田(利)委員 この際、委員長にちょっと申し上げておくのですが、これはあとからひとつ、代理で恐縮ですが……この問題は、いま私が指摘をしましたように、実態に即応して、その実態に対処して、やはり法案はきめ得るものであって、そのほうが石炭対策の面からいって好ましいのじゃないか。この問題は、当委員会としては、ボイラー規制法の延長を審議する過程において、十分に与党のほうでも検討をしていただきたし、また当委員会として十分に検討してもらいたいということをお願いして、滝井委員が来ましたので終わります。

○蔵内委員代理 滝井君。

○滝井委員 どうも申しわけないのですが、引き続き二、三十分間、せつかくお待ちいただきたいので、やらさせていただきます。

再就職計画ですが、二月に予算を審議するときに、今年度四百七十万トンの買い上げをやった場合には、一万二千人程度だということであつたわけですが、ところが今度五百五十三万トンになりましたところが、大手、中小合わせ二万三千人。トンは百万トンしか連わないわけです。ところが人数は一万人も連つたというの、一体どういうところにあるのですか。

○三治政府委員 御質問の四百七十万トンに対するやつは今度の四百七十万トンにつきましては、先ほど御答弁いたしましたように、一万六千七百五十人でありまして、二万三千人になりましたのは、これは保安とか自然消滅というものを全部合わせた数字でございますので、この前一万四千人と言つたのは、ただ買い上げの閉山対象だけの問題でございまして、範囲が違うのです。

○滝井委員 トン数は四百七十万トンで、さいせん一万二千人と言つたけれども、一万四千人の間違いです。三十八年は、予算の説明では四百七十万トンで一万四千人だ、こういうことになつていたわけですが、ところがいまの五百五十三万トンのうち、大手十一炭鉱、二百六十五万トン、それに対して一万人、それから中小百三十五炭鉱、二百八十八万トン、一万三千人、こう出てきたわけですが、そうするとこれは、二万三千人になるわけですが、ところがトン数でいくと四百七十万トンと五百五十三万トンですから、百万トンと違わないわけですが、差は百万トンないわけです。ところが人数にしてみると九千人ですけれども、約一万人近くの違いが出てきたわけです。あまりにも違いが大き過ぎるわけです。そのほか、あなたの方が予測をしなかつた一万一千四百人という合理化の分まで加わつてきたのです。いわゆるビルドアップをすることによつての失業者が出てきますから、これが加わつてきた。これは全く労働省の予測しなかつたところなんです。

そうしますと、四百七十万トンで昭和三十八年度の予算は組まれたわけですが、その場合の炭鉱離職者の職業訓練費は、四億七千九百八十二万二千元で、人数にしたら九千五百三十人で、そうすると第一ここに、再就職計画の一大前提である訓練のところ狂いが出てくるわけです。そこらあたりの説明を少し……。

○三治政府委員 閉山以外の合理化による解雇が、本年は一万一千四百人で

ありますが、いままでそれが予想して
いなかったというのではなく、三十
七年度の計画におきましても、閉山以
外による合理化のやつは計画の中には
入っているわけでございまして、これ
は当然閉山と合理化による解雇者とい
うものは、両立してずっと従来ともあ
る数字でございまして。

それから訓練の計画が合わない、全
体の離職者が多くなつて、訓練計画が
当初予算どおりであれば割合が減るの
じやないかということの御質問につい
ては、これは数字上からの対比でいけ
ば、割合は確かに減ります。しかしな
がら、この前も御説明いたしましたよ
うに、予算との純増の差額は三千三百
人なわけですから、今後その訓練の経
費が足りない、また訓練の希望が多く
て訓練の施設が足りないという場合
につきましては、その拡充なり訓練の
経費については、われわれのほうとし
て増加に努力することにやぶさかでない
わけであります。ただ、今年の計画
を見ていただいてもわかりますよ
うに、公共職業訓練所による訓練施設と
いう問題については、そう臨機応変の
措置はなかなかとれません。これはも
ちろん設備をやつていく場合に最低一
年かかる、そういうことからいって、
昨年の補正予算で三カ所所総合訓練所を
入れているくらいでございまして、こ
れが三十九年度からでないかと全部完成
しない。三十八年度後半で一部開所が
できる、こういうふうになるわけ
でございまして。そういうふうでありま
すので、訓練につきましては、幅広
くいわゆる短期速成訓練を入れまし
てこれで弾力性を持たす、ことに中高
年齢層の職業訓練になりますと、従来

やっております公共職業訓練のいわゆ
る長期訓練よりか、やはりそれぞれ中
高年齢層に向く、いわゆる国家試験を
とるか、または非常にその技能の資
格試験のために求人が足りないという
局面について、それを充足するような
短期速成訓練をやるといふことで、予
算を組んでいるわけでございます。予
算を組んでおられるわけでは、今
後ともこれは予算措置をとれば幅広
く組めるわけでございます。

さらに今年から入れます委託訓練、
そのおもなる内容は自動車の運転手
でございますが、これは公共職業訓練所
で施設をつくつてやるよりか、現在施
設がある、いわゆる民間の自動車学校
に委託訓練をしていく、これはもう予
算だけで、そういう取寄施設がなく
も、民間の自動車学校との委託契約で、
幅については弾力性を持たせる。現に
福岡県におきましては、どれぐら
い希望者があるのかということ、三百
五十人くらいの手定にしておいたわけ
でございますが、福岡県では千五百名
くらいが自動車訓練をやりたいとい
う計画を持ってきておられますので、こ
れが福岡県の中で、各自動車学校でそれ
だけのものができるならば、われわれ
としては予算の繰り上げ使用をするの
はやぶさかでないから、それはど
んやなりなさいということ、福岡県に
は同意を与えているような実情でござ
いまして、訓練の幅がそう非弾力的
でないということを御承知願いたい
と思ひます。

○滝井委員 いろいろくどくど御説明
をいただきましたが、私の尋ねている
のは、五百五十三万トン山をつぶした
場合には、二万三千人でございます。四

百七十万トンのときには、一万四千人
でございます。その差は八十万トンで
す。たった八十万トンしかふえていな
いの、人数は九千人になるのはおか
しいやありませんか。一方第二会社
にしますときには、百八十万トンであ
るが、第二会社にします人数は千二百
人、こうおっしゃつたでしょう。あま
りにもえてかつてな数字ではないだろ
うかというのです。——前のほうの石
炭局を指さしておられるけれども、前
のほうではこうおっしゃつておられ
ども、それじゃあまりに議員がばかに
され過ぎではおはせぬか。二月に説明
したときには、四百七十万トンで一万
四千人でございます。こういう説明を
してくれたのです。そのときには職員
その他を入れておりました。これを
入れ込んで九千人にもなりはしま
せんか。一千人か二千人です。ところ
が、一方百八十万トンという第二会社
に持つていくのは幾らですか、たつた
千二百人、八十万トンつぶしたときに
は九千人というよけいな失業者が出
る。ところが雇用する再就職の計画の
中には、百八十万トン繰り延べたが、千
二百人です。これはあまりにも、小学
校一年生でもおかしいと思つてすよ。だ
から、そこらをもうちょっとわかるよ
うに説明をしてくれぬと、そのときそ
のときのあれでは困る。われわれはこ
ういふ予算書をもつておられます。失
業対策として職業訓練をこしはやりま
す、去年は六千三百人だった、ことし
は九千三百五十人ですと言つけれど
もそれだけの数が違うということにな
れば、この九千三百人だつてあやし
いものになつてくる。だからお互いに、
これは数字ですから、ごまかそうと思

えばごまかせる。あまりにごまかしよ
うが激し過ぎると思つてすよ。百十
八万のときに千二百人で、八十万の
ときには九千人だといふのは、どう考
えても納得がいかないのです。

○三治政府委員 確かにそのとおりな
んです。トン数当たり大体平均すれば
何人といふふうなことで、トン数が出
れば、非常に簡単なことだと思つてす
が、この点での当初の通産省の買入れ
が、この点での当初の通産省の買入れ
ほうでいろいろ計画された閉山規模、
そういうものに對して、閉山規模を
えた場合の人数の減り方が、いわゆる
比例的に変わらぬわけですね。この点に
ついては、そういう小学校の生徒が算
術的に出すことからいって、非常に矛
盾です。ところが実際に山ごとに出
たつたり、閉山の、この山は買入れ
トン数は多いのだけれども、もう前年
でほとんど整理が終わつていて、とい
う山だとか、この山は合理化でだんだ
ん整理されていくから、最後の山を買
い上げるの、こう言われればしょうが
ないのです。したがつてその点はそ
ういふふうに算術的にいふと、むし
ろ山別に通産省が当たられて、しかも
通産省がその山別にどこでどうとい
うことを、実情をいろいろ計算するの
だけれども、これは算術計算ではなく
て、各山の在籍人員や動きというもの
の実際を各会社から聴取し、また各地
方の実情を見て計算されるという説明
でございまして。私も、これはトン
数でこれだけの閉山規模だから、こ
れだけの離職者しか出ないといふふう
に計算をすらすらと出るわけではな
い、実際各山別に当たられて、そこか

ら結果を出されるものですから、われ
われとしては、滝井先生のおっしゃる
とおり、結果から通算して出していく
と、とんでもない矛盾が出てくるとい
うことは申し上げませんが、しかしこ
のほうにむしる実際の計画においては実
情に合つておられるといふふうには、
これは通産省との事務的な折衝では、そ
う了解しております。それを技術的に
やると、今度は具体的な山別の、こ
うな数字になつてしまうので、それ
をこうしたからこうなるのだといふ
言わないといふことになつておるか
ら、やむを得ないことだと思ひます。

○井上説明員 ただいま滝井先生のお
話の中に、筑豊百万トンについて千二
百人といふお話がございましたが、こ
の千二百人と申しますのは、これは第
二会社に移るのであるかと想定される
数でございます。なお、御承知のように、筑
豊百万トンの二山につきましては、一
山が四千七百七百人、もう一つは千
五百人、合計いたしますと六千人近
くもの労働者がおられるわけですが、こ
れにつきましては、実際の計画として
は、そのうちの相当部分は他のビル
ド山に配置転換になる。一部は、先
ほど言いました千二百人程度は第二会社
になるのじやないかといふようなこ
と。第二会社の場合には、率直にい
まして、まだ数はわかりません。労使
交渉中でございます。それからなお、
会社あつせんその他、これは労働省の
再就職計画の中に入つておるものもあ
るといふことでございますので、千二
百人といふのは、百万トン千二百人と
いふ意味ではございません。

○滝井委員 百十八万トンでどの程度
の人数ですかと言ったら、千二百人だ
とあなたのほうがお答えになったもの
だから、こっちは真に受けておるわけ
です。いま一山が四千七百人、一山は
千五百人、その中から千二百人程度は
第二会社に行くであろう、そういうこ
となんです。

○井上説明員 千二百人程度は再就職
計画には入らない、つまり炭鉱の中に
残るといふふうに想定されるものでご
ざいます。

○滝井委員 初めからそういうぐあい
に説明してくれるとよくわかる。した
がって、百十八万トンではまだ新しく
炭鉱労働者を雇用しなければならぬと
いう問題が起こってくるわけですよ。
そうすると、千二百人と区切ることが
すでに問題なんです。いま滝井鉱山に
働いておる者が、今度は第二会社に千
二百人しか行かないだろうと推定して
おったものが、あにはからんや、四千
七百と千五百、六千二百の中からある
いは千二人ぐらいくもいらない。

私はところが問題だとはいせんから言
っているわけですよ。そういうふう
にきめてかかっているところに問題があ
るから、再就職計画はその六千二百人
の人を全部再就職計画の中に入れてお
いてくれ、そのほうがいいのではない
か。というのには、退職金をもらって離
職手帳をもらうのだから、そうしてお
かないと問題が起こりますよというの
は、そこなんです。そういうことで
す。それを、トン数で百十八万トン千
二百人と機械的に説明してくれるし、
一方では四百七十万トン一万四千人
だ、または五百五十三万トンは二万三
千人だ、こういうふうに説明してくれ

るものですか、人間はトン当たり何
ぼと石炭山はきまっておるのだから、
今度は三十トン掘ってもらいますよと
いうことで計算して話を進めていって
いるのですから、そこあたりもう少
し意思統一して、人数を出すときには
注釈でも入れてくれないと、質問した
ときにオウム返しに答えてくれると、
そのまますのみにしますからね。そう
すると、いまの説明を聞くと、再就職
計画はいいかげんと言ってはおかし
いけれども、はなはだあいまいなこと
しておることになるのですよ。だんだ
ん煮詰めていきますと、どうも数字が
はつきりしない。それでどうですか、地
域別の離職者、といっても、北海道と
か東部とか西部とか九州というの出
していただくようにしておりますか
ら、それにならって、通産省ででき
るのか、労働省でできるのか知りませ
んけれども、やはり出してもらいたい
と思うのですが、閉山と合理化職員、こ
れはおつくりになっていきますよ。同時
に、それに基づいた再就職計画、北海
道における再就職計画、それから東部
本土における再就職計画、これはやは
り出してもらわぬことには話にならな
いと思うのですよ。問題は地域別、炭
田別に処理をしよう、こういうこと
となんですからね。そういうことにし
てもらわぬと、わかりかねるのです。

私はあらゆる資料を出して自分でつ
くってみたいけれども、つくればつく
るほどいろいろ数字が違ってくるので
す。どれがほんとうの数字かと思っ
てやってみると、二百違ったり、全部違
うのですよ。足し算してみると違
う人間動くのですから、生きものだから
じっとしておるわけではないから、違

うのがあたりまえかもしれないけれど
も、非常に違ってくる。だんだん追
詰めていくと、その数は端数があつた
のだ、こういうことになって、一万六
千二百五十二人とかいって、端数まで
ちつとした、これが最終の石炭鉱業審
議会にかけた後の、予算の裏づけのあ
る数字でございませよということでも
出してもらいたいと思うのです。それ
から、われわれがあなたのほうからも
らった資料で、百十八万というのがあ
りますよ。これだつて四百七十万トン
の架空の数字を基礎にできてきた。い
まとなつてみれば架空の数字です
か、五百五十三万トンになった場合に
はこれがどういふぐあいに数字が変化
してくるかというものをつくつてもら
わなければいかぬと思うのです。これ
だつて先になることまた違つてきませ
んけれども、いまの時点では、それをわ
れは審議するよりいじょうがないと思
う。だからそれを一ぺん出して下さ
い。

○三治政府委員 各地域別の離職者数
のものは、通産省の実施計画の中に
入っております。それと、さらに大
手、中小別のものは、午前中の約束
で、通産省のほうから出していただく
ようになっております。したがって離
職者数がどういふ地域別に、どうい
ふうな理由で出るかというのには、通産
省のほうの実施計画で出ておりますか
ら、逃げも隠れもしないわけでござ
います。

それから労働省のほうの地域別の紹
介計画につきましましては、この審議会に
出しました三十八年度の地域別職業紹
介計画で出ております。これもお手元

になければお届けるのにやぶさか
でございませぬ。三十八年度再就職計画
資料という、審議会でも最終のきま
った資料は、先生お持ちだと思つて
が、これ以外にまた別の資料とお
っしゃるなら……。

○滝井委員 公共職業安定所によるも
の一万九千人、広域紹介一万二千人、
一般紹介七千人、こういうのは新聞に
も載つておりましたし、ありますよ。
ところが、こういう公共職業安定所
によるもの一万九千人、広域紹介一万二
千人、一般紹介七千人、こういうこと
では、一体これが九千五百三十人の
職業訓練所とどう結ばれるのか、さ
っぱりわからない。

〔職内委員長代理退席、有田委員
長代理着席〕
一万九千人の離職者が出るのですよ。
それが九千五百三十人しか職業訓練所
には入るようになっていない。その倍
の失業者が出るのです。全部職業訓練
所へ入れるというのがたてまえにな
ておるのです。いわゆる就職促進措置
というものをやりになるのです。し
ょう。今度あなたの方失対法をお出し
になつて。そうなるのです。そうす
ると半分しか入れない、一万九千で
からね。同時に今度は、大手の就職あ
つせんだつて九千人でしょう。そうす
ると会社が就職あつせんするといつ
ても、お前、職業訓練所に入つてきてから
あつせんするといふのだつて出てきま
すよ。そういうものの結びつきがわか
らずに、ただ数字だけばらばらと並べ
てくれて、そしてこれが三万八千七百
百人繰り越します、来年は一万八千六
百人、われわれが審議する上でこれは何

にもならぬですよ。これが一体具体的
に、あなたの方の計画で言えば、この炭
離職者職業訓練の九千五百三十人、一
般訓練へ二千七百人いくのだが、それ
は一体北海道地区でどのくらいいくの
か、筑豊炭田でどのくらいいくのか、
こういうことにしてもらわれないと、
一万八千六百人が一体どこに集中的に
翌年に繰り越しになるかもわからない
し、話にならぬわけですよ。それでは
抽象論で、議論ができません。

○三治政府委員 もしこの三十八年度
再就職計画資料をお持ちにならなけれ
ば、そういうことをおっしゃること
も、われわれ資料を早くお届けしてな
かったのが悪いわけでございますが、
この審議会で審議していただいたとき
の資料の第四表で、産炭地の県を書き
まして、それと県内でどれだけ、広域
紹介でどれだけと、各県別に十七、八
県にわたつてその行く先が書いてござ
います。それから訓練計画におきまして
は、第六表で、各地区で総合職業訓練
所でどう、一般職業訓練所でどう、速
成訓練でどうというふうなきちんと出
ております。さらに第八表では、住宅
をそういう地域別にどういふふう
に建てるか、そういうことが出てお
ります。そういうふうに、先生のおし
やることが、十分でないかもしれませ
んけれども、訓練計画それから地域別
にどういふふうな再就職されるかとい
ふ計画が全部出されて、われわれの
ほうとしてはお約束の再就職計画の資
料としてはそういう部面を全部計画さ
せているというふうな承知してござ
います。

○滝井委員 それは委員部、いまのよ
うな資料はわれわれに配付しました

二六

か。——ないでしょう。それからいま言ったように、再就職計画というものは、参考資料として石炭鉱業審議会におかけになったかもしれないけれども、まだ国会にも出しておられぬし、いま初めに聞くわけですね。委員部が出ておられぬと言っておる。だからわれわれはいま各種のものを、新聞の写しをきてやっておるわけだ。そういうものをわれわれに何も見せておられぬのですからね。われわれがもらっておるのは、予算のこれだけですよ。予算にはそれが無いのだからね。予算しかもらっておられぬ。それから説明を受けたのは、宿舎の建設計画というものはも

算、こういうものしか北川さんから説明を受けておられぬです。こまかい再就職計画なんというものはもらっておられぬし、説明も受けておられぬ。当然ほんとうは、そういうことがあれば説明をしなければならぬわけですよ。少なくとも石炭鉱業審議会におかけになら、同時に参考資料として国会にき

て、重要な問題だから説明しなればならぬ。そんなもの、何も説明聞いておられぬわけですよ。予算は一月十八日のときにやりました、これで全然違うのだから、われわれはこれしか決定しておられぬですからね。あとの決定をしようとするれば、これはこれと違うものを決定してきておる。石炭鉱業審議会が参考資料として決定してきておるわけでしょう。そんならもう一べん予算に合わせて決定し直してもらって、国会に出してもらわぬと、話にならぬですよ。われわれ全然知らないわけだから、だから次会は何だったら時間をとって、もう少しそれをきちんとし

た一表にしてみました。わがかりやすく説明してください。それでけっこうです。

○有田委員長代理 次の委員会のときに配付するようにいたします。

○滝井委員 次は資金計画です。大臣おられませんでしたけれども、大臣のいらっしやるうちにこの前借置になつておるところを先にちよつとあれしませんが、実は五千五百万トンの需要を確保していただくというお約束をしていただいていたわけですよ。ところが今度は需要が五千四百五十万トンと、五十万トン需要に穴があいてきたわけですよ。そうしますと、必然的にそこに五十万トンの貯炭の増加ができること

は、火を見るより明らかです。そこで貯炭の増加については、政務次官から、大臣にかわって御答弁いたしますというところで、御答弁をいただきたいわけですよ。その御答弁によりまして、これはもう政務次官の言ったとおり言わぬこと、間違えぬといかぬですから、そんなことないといつて。民間融資の協力を要請して、五十万トンの需要があつたと同じような処置をとります。こういう御説明

あつたわけですよ。これは間違いない五十五万トンの需要があつたと同じような措置を、大臣として当然やってくれると思うわけですが、政務次官は大臣にはよく話してあるから、間違いない大臣はそう答えるでしょう、こういうお話でございましたが、これは間違いないでしょうね。

○福田國務大臣 ちよつと、いまの御質問の内容、もう一べんおっしゃっていただきたい。

○滝井委員 大臣は国会で、昭和三十

八年度の需要五千五百万トンを必ず確保いたします、こういうことをずつとお約束をしてこられたわけですよ。

○福田國務大臣 いや、言いません。これは話にならぬ。こういうぐあいになるから、大臣におつてもらわぬといかぬ。それでは、努力すると言つてきた。それが、需要が五千四百五十万トンと五十万トン不足してきているわけですよ。ところが、出炭能力は五千七百万トンあるという政府の側からの答弁があつたのです。そこで、五十万トンの貯炭が出てくるということになるわけですよ。供給能力は五千七百万トンあるから五千五百万トンと五千七百万トンの二百五十万トンの差は、これは初めからあるんじゃない。しかし需要はいまの

ところ五千四百五十万トンで、五十万トン少ない。この五十万トンは一体どうして来ますか、貯炭になりますよと言いましたら廣瀬政務次官は、民間融資協力でその要請にこたえますという答弁があつたわけですよ。これはもう間違いない大臣と同じかといつたら、同じですよ。大臣にも滝井さん伝えましたよと言つて、きちつと念には念を押した上で答弁をもらつて、大臣の本委員会への出席をがまんをして政務次官でやることになつて、そういう答弁があつたわけですよ。

○福田國務大臣 私が申し上げておるのは、五千五百万トンの生産をした場合に、もし需要がそれに合わなかつた場合にはどうなるか、それについては政府として何らかの措置をとることにいたしますということ、しばしば申

し上げてきておりますが、需要確保の面については極力努力をすると言つておるだけでございます。五千五百万トンを確保するということは申し上げておられません。そこでもお話のありましたように、五千五百万トンの供給というものは、これはもう認めておるのでございますが、これに対していまのところ五千四百五十万トンの需要であるということになれば、五十万トンの差があることはお説のとおりでございます。これについては貯炭融資

その他の方法によつて、われわれとしては何らかの措置を考えていかなければならない、かように考えておる次第でございます。

○滝井委員 だぶこの前とニュアンスが違うので、こうなるとやはり初めからきつてもらつてあれしておかぬと、やはり質問と答えというものは雰囲気というか、ムードが非常に大事ですから、お互いにそのときのあうんの呼吸が合わなければいけません。あとでまとめるのと、こういうふうになつてしまふの融資の問題がある。これはおそろく二十億圓くらい要するでしょう。どのくらい要りますか。

○中野政府委員 お説のとおりでございます。

○滝井委員 まず二十億圓出てきました。

次は昨日の委員会の説明で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

八年度の資金計画で、昭和三十

す。したがって、もうすでに事務的に大蔵省と交渉を始めておる状況でございます。

○滝井委員 そうしますと、これは事務的に交渉するといっても、まず入るほうを増加させれば、ある程度見通しがついてくる。その上で今度は出すほうのどこを削るか、こういうことになると思うのです。そうしますと、設備資金と整備資金で、借入れ金が設備資金で二百七億、整備資金で百二十三億、合わせて三百三十億、これだけになるわけですね。そうするとこれで近代化資金とか開発銀行とか、それから長期の運転資金とか、その他政府関係機関からの借り入れ金、興銀、長銀、市中その他、こう分かれておるわけですが、今後借り入れることのできる要素というものは、一体どこから一番出てくるかということですね。設備資金あるいは整備資金について借り入れの事務折衝をされるのであれば、どういうところが、一番有利に展開していくか、そしておよそどの程度そこから借りられるかということ、設備資金と整備資金について御説明を願いたいと思うのです。昨日の御答弁で、大蔵省としては、整備資金はとにかく問題がある、しかし整備資金については、首切られた労働者のためなんだから何でもかんでも、わがほうとしても何とかしたいというお話があったのです。何とかするならば、一体どこで何とかするつもりなのかということになるのです。それはまだ二カ月しかたつておらぬから、これは言えませんが、言わねばならぬ首切りがごんごん進んでおるのですから、金は現実に要つて

いるんですからね。そういう点においては、大蔵省の資金課長さんが御指摘になったように、緊急度からいうと、設備資金より整備資金のほうが緊急度が非常に強いわけですね。だから重点は必然的に整備資金になることは明白だろうと思うのです。明白だろうと思うけれども、一休市中銀行でそういう要素が非常に強く出てくるのか、開発銀行で出てくるのか、興銀や長銀で出てくるのか、そこあたりは明らかになるか、そのあたりは折衝はできないんですからね。これは大臣の御答弁をいただくとともに、資金計画を

実際に受け入れる側にある大蔵省の資金課長さん、ほんとうは銀行局関係から来てもらうと一番いいと思うのですが、両方からひとつ御説明願いたい。

○中野政府委員 まず整備資金でございますが、これはこの間も御説明いたしましたように、六十億は現在財政投融資の計画で金がついておるわけでございますが、まだ一文も使っておりません。これは整備計画全体がきまつたばかりで、全体の資金の今後の見通しをにらんでやりたいと思っておりますが、いま先生が言われたように、片方で整備がだんだん行なわれてきておりますから、それに必要な金を近く配分したいというふうな考えでおるわけでありまして、しかし、しりとして先ほどおっしゃったように、百五十億程度のものが年度間としてはどうしても不足することになるわけでありまして、これについては整備資金、設備資金とも含めて、いま事務折衝を大蔵省とやっておるわけでありまして、ただこのうちで、ちょっとごらんになるとわかると思いますが、収入と支出の

うちで市中金融機関については、一方では返す、一方では借りるということ、純減になっておるわけでございます。こちらにも問題があるのですが、いづれにしても整備資金というのはなかなか市中金融機関から金を引っぱり出すのが、御承知のように、非常に市中の金融ベースに乗りがたい性格のものであります。その点で苦勞しておるわけでありまして、これは合理化事業団の例の保証制度、事業団が八割保証して市中から借りさせる、政府の金を出す一方でこういう手もやっておりますので、われわれの気持ちとしては、できるだけ市中ベースの金もふやし、自己資金等も努力させながら政府の金を出していく、しかしいづれにしても、これが足りないということははっきりしておるわけでありまして、それから設備資金につきましても相当額足りませないので、これについてもなお大蔵省と折衝を続けておることでございます。

○海堀説明員 石炭の合理化計画を円滑に進めていくということは非常に重要でございます。資金計画がその裏づけをなすということは大蔵省としてもよく理解しているつもりでございます。それでどこからどういうふうなという問題でございますが、まず資金の需要からいいますと、整備資金が当面重点になるかと存じます。しかし設備資金もまた将来の、要するに合理化の礎石でございますので、そこにはおのずから必要なものがある。必要なものを考える場合、あるいはこれをある程度縮減していただくとしても、限度があるかと思っております。しかし重点は当面はやはり整備資金であるという

ことは、否定できないと思っております。それをどこからどういうふうなという問題になりますと、これはすべて一応予定の上に立つた計画でございますので、まず第一番に考えていたかなければならぬのは、これは企業が出しておる計画でございますから、企業は企業の都合というふうなものもあるかと思っております。したがって、たとえば当面要らない不動産はもう少し売っていただいたほうが、将来また企業が安定した後には取得できるにしても、金繰り上資産を処分して少し資金の手当てをさせていただく、そういうふうな企業自主的な努力を要請する面もあるかと思っております。さらにいま石炭局長からお話のように、市中銀行につきましても、この計画の数字を見ただけで、借り入れと返済との差は純減少になっております。これはもちろん運転資金の面に触れておりませんが、設備と整備だけの数字を抽出した計画になっておりますので、はたして全体で純減であるかどうかということには疑問がありますが、少なくともこの計画においては純減少でございますので、やはり大蔵省の中で銀行局が所掌しております銀行行政についても、こういう大仕事を遂行している際だからということ、市中銀行にもできるだけ協力をお願いするように、省内でも銀行局との間で話し合っております。しかし何と申ししても、現在石炭鉱業というものの経理の現状は決してよくございません。市中銀行からの協力を要請するにしても、限度があると思っております。ただ去年の例で申し上げますと、貯炭融資につきましては協力を受けられましたので、ことしも貯炭

融資につきましても、市中の協力は受けられると考えていいものかと思っております。それ以外の点につきましても、もちろん市中銀行からの協力を各企業別に、銀行局も協力いたしまして、できるだけこういう純減にならないように持っていきたいと考えて、省内で論議いたしております。ただ、そういうにしても最終的に資金が不足する場合には、投融資計画を一番最後の手当てとして考えざるを得ないのではなからうか。その場合、とりあえずこの合理化計画をどこおりに進捗させていく上で優先的に考えなければならぬ面は、整備に関する資金ではなからうか。こういうふうな現在の段階では申し上げる以外にはないのではなからうか。現在通産省との間で、この資金計画全体につきまして議論をいたしておりますので、いづれにしても、合理化計画の進捗に支障のないように配慮いたす所存でございます。

○滝井委員 合理化計画の進捗に支障を来たさないように配慮をすると思えますが、三百三十億の金を借り入れる、そして百九十二億の金を返す、こういうことなんですよ。そして二百三十三億が不足する、こういうことなんですよ。ですから、これらのやりくりを何か考えてもらつたらいいのじやないかと思っております。問題は、ことし返さなければいいわけですから、返すのを何とかこらえてもらうという方法はないか。どうせ経理規制するのですからね。土屋さんじやないけれども、借金をしばらくモラトリアムでたな上げだという意見もあつたわけですね。そういうもの

の考え方もあるわけですね。これは百九十二億あるから、全部返さなければ

百五十一億の整備資金だけは確実に確保できるわけですよ。問題は海堀資金課長さんが言われるように、この百五十一億の不足というのを、合理化の進捗に非常に大きな支障を来たすわけです。このことは私が、五十万トンの需要が低下をした原因は、一体どこに狂いがあつたか、それは鉄鋼でございまして、じゃ、鉄鋼に必要な弱粘結炭をいままでは七十万トンか八十万トン輸入しておつたのだが、それを三十万トンばかりやめて、四十万トン粘結炭を輸入します。その輸入を全部やめてしまつたら、日本を出てくる鉄鋼分の弱粘結炭はカバーできるじゃありませんか、これはやめたらどうです、こう言つたら、それはもう約束だからやめられせん、こういうことだつた。そこで、じゃ、貯炭は五十万トンできますが、その融資はどうですかということ、きょうは少しニュアンスは違ふが、努力します、こうなつたわけです。そうするとそれが最低二十億、どうかすると五十億くらい要るかもしれませぬが、最低二十億としても、これは二十億をプラスしてこない、これはまたその分の首切りが出てくるのです。そうすると、二十億を出さなければその首切りが出るから、またこれに整備資金がふえることになる。どうしてもこれは、ちよつとどまるいゴムまりを右を押えれば左にこぶが出るのと同じです。どこかで悪循環を立ち切らなければいかぬ。どこかに無理がくる、無理がくるけれども、それは結局政治力で無理をやらざるを得ない。これは一にかかつて福田通産大臣の政治力にかかつてくるわけだろと思うのですけれども、だからこの借り入れ金の返済

がどうにもならぬならば、それにかわるものとして、一番やさしいのは、これはもう政府の財政投融資でやつたらう以外にないということになるわけです。少なくとも百五十一億の整備資金は、それでやつてもらう。こういう形にならざるを得ない。幸いにとしは、貯蓄もふえておるけれども、国民年金やら厚生年金などもつとふえてきておるすから。だからそこらの金を少し、財政投融資なんかふえるわけだから、金は色はついておらぬわけですから、そこらがふえるでしようから、ほかの企業に行く分を持つてきてもらうとかなんとかする以外には、再就職計画なんか、幾らりっぱな計画ができたつて、これは首は切れぬですよ。私は首切り反対なだけども、どうしてもあなたの方、首を切らうということ、やいばをいいでしまつたから、切るとすればなるべく痛くないように、なるべく血の出の少ないように切る。モルヒネ打つてもらうわけにいかないから、百五十一億の整備資金を出してもらつて、安死術をやつたらわなければいかぬ。だから何かそれを見通しを立ててくれなければ、もう不足しますということだけ発表しておつたら、どういふ心理的な連鎖反応が起こつてくるか。石炭山の事業主は、これはどうも政府から金が出ぬぞ、金を出さぬで投げ出せということになつて、やはり悪い影響を与えるですよ。金が出ぬから首を切るのをやめようというならいけれども、やめなさいですよ。六十億のあるうちだ、こうなる。そうして殺到してきた六十億は消えてなくなつていた、こういうことでは私は困ると思うのですがね。だから

らここらあたり、一体どこで政府は重点的にこの二百三十三億の不足を出そうとするか、それは私は政治的な指針として、当然きょうは言つてもうわなければならぬ。言わなければ、われわれはそんな合理化計画を認めるわけにいかぬ。資金計画は立たない。立つまでは、山をつぶすのは待つてもらわなければならぬ。最近はこのようにことごとぎまらぬから、山がつぶれるのもだんだん延びていつていってしょう。四月に北海道の山をつぶすといつていたのが、六月になつてもまだつぶれない。話にならぬ。特に大手の三井鉱山なんかはたいへんな火の車なんです。金の見通しがつかなければどうにもならぬですよ。そうすると、延びれば延びるほど、あなたの方の計画というのは全部狂つてくるのですよ。

○福田国務大臣

滝井さんからいろいろおしかりを受けますけれども、私はやらぬと言つてゐることは一つもない、やりますと言つてゐるの、やらない、こういうおしかりを受けているのでございしますが、政治ですから、たとえ一週間とか二週間とか、そういう余裕は持たしてもらわねば、それは、いまここですぐ言えといわれても、事務的に折衝してゐるのをおまへ何で言わぬかと言われても困るわけです。御趣旨を体して一生懸命努力をいたします。

○滝井委員

それならば、一週間ばかり待てと言われるから、どうせこれが上がるのは、約束をちよつときめてゐるのだから、四法案の総括質疑は二十日ですよ、ちよつと一週間ある。これはぎりぎりですから、それくらいまでは事務的に十分お詰めになつて、

やはり二百三十三億のお金は、きょうはわざわざ大蔵省も来ていただいてゐるわけですよ。ほんとうは大蔵大臣にもきょう来ていただかなければならぬと思つたのですが、十八日くらいに総理が出ますから、どうせもう一ぺん総理に詰めなければいかぬです。福田さんの政治力で十分だと思つてくれども、不定のところがあれば総理の力も借りて、田中角栄大蔵大臣とも十分話してもらつて、事務当局も大蔵大臣も、その金は開発銀行なら開発銀行から出ましようとか、合理化事業団に六十億の金を百億ふやしますとか、去年でもふやしたのですから。初め十五億だつたのが、だんだん百億になつてしまつたのだから、どこかふやすところを見通しをつけてもらえれば、ちよつと耳をそろえて二百三十三億を並べいと云ひませぬ。ここでやりますから安心してくれ、これでけつこうです。二十日にはきちつとしますから、きょうはひとつ宿題でやめておきますよ。

○福田国務大臣

いま滝井さんからそういうふうなゆとりのあるあれがあつたのですが、私は何も一週間でやると言つたわけではないのです。ある程度のゆとりをつけた期限を切つていただかなければ困る、日がなくては困るじゃありませんかということ、申し上げたのですから、念のため申し上げます。しかし、いま御趣旨のようなふうな努力することについては、一生懸命やらしてもらつてもございませぬ。

○岡田(利)委員

先ほど私の質問で五千五百万トンの基礎は調査団の平均カロリーと同じだ、こう答弁されてお

る。同じではないわけですよ。これはこれ以上やりませぬけれども、次会にあらためてやりたいと思うのですが、五千九百五十カロリーです。換算するとちよつと五千四百五十万トンになります。きつぱり数字は合つて、ですから五千九百カロリーで計算して五千五百万、調査団の基礎で公示すれば五千四百五十万トンです。公示も五十万トン違う。需要も五十万トン違うということだけ、きょうは同じだと言つておられますから、同じでないということだけを申し上げておきます。

○中野政府委員

同じだというふうには私は記憶してありますが、よく調べまして、正確にこの次にお答え申し上げます。

○有田委員長代理

次会は明十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

